

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議 録（ 2 ）			
日 時	平成 2 0 年 1 0 月 6 日（月）	開 議	午前 1 0 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 3 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	成田（晃）委員長、高橋副委員長、千葉・成田（祐）・中島・濱本・井川・佐々木・新谷 各委員		
説明員	市長、副市長、木野下・久末両監査委員、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・医療保険・福祉・生活環境・建設・教育各部長、小樽病院事務局長、消防長、監査委員事務局長、保健所次長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、決算特別委員長に選任されました成田晃司でございます。大事な審議が、スムーズに進みますよう、努力してまいりたいと思いますので、委員並びに理事者の皆さんの御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には高橋委員が選任されておりますので、御報告いたします。

（副委員長あいさつ）

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に千葉委員、濱本委員を御指名いたします。

過日、開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類閲覧のため、当委員会を、秘密会にいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さように決しました。

（秘密会）

休憩 午前11時46分

再開 午後 1 時00分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

-----  
中島委員

平成19年度決算の概要について

平成19年度決算の特別委員会になりましたが、18年度決算で約11億8,401万円の赤字を引き継いで、19年度に臨むということになっていました。市としても、出発時点で対策を立てて臨んだはずですが、一つ目は管理経費に係る予算執行の10パーセント留保、二つ目は遊休資産の売却、三つ目は退職手当債などの導入、四つ目に企業会計や基金からの借入れということで出発したと思っておりますが、この4点の内容について、結果的にどういう状況になったかをお知らせください。

（財政）財政課長

平成19年度予算の執行留保についてでございますが、一般管理費、行政経費、施設関係経費、あるいは維持補修費、こういったものを対象に年度途中に10パーセントの執行留保をお願いいたしまして、総額で2億5,900万円程度となっているものでございます。

次に退職手当債の導入についてでございますけれども、総額で11億6,600万円。うち一般会計が8億5,400万円で、病院事業会計が3億1,200万円でございます。

（ 財政 ） 中田主幹

私のほうからは、遊休資産の売却の目標と結果ということで答弁をさせていただきます。遊休資産の売却につきましては、平成19年度の一般会計予算で5,000万円見てございます。その5,000万円の予算額に対して、決算額が1億4,875万円ほどですので、9,800万円ほど予算より増となっております。それと、御質問は一般会計についてでしたけれども、そのほかに港湾整備事業特別会計で貸付地を6,280万円で売却してございます。それと、特定目的基金、他会計からの借入れでございますけれども、19年度につきましては、他会計からの貸付金として、水道事業会計から1億円、それと産業廃棄物等処分事業会計から7,000万円の借入れを行いました。それと基金でございますけれども、住宅事業特別会計の市営住宅敷金基金から5,500万円、それと一般会計に属する特定目的資金基金からは、かなりの本数になりますけれども、大きいものでいきますと、荒木水産振興資金基金の1億円をはじめといたしまして、6億4,000万円を借り入れております。

中島委員

予定よりもかなり多くの遊休資産を売却してきているようですけれども、その10パーセント執行留保のほうについては、総額はお知らせいただきましたけれども、10パーセントという目標数値に対してはどうだったのですか。

（ 財政 ） 財政課長

当初予算に対し、10パーセントの目標とした執行留保の経費分でございますが、パーセンテージとしましては、大体4.4パーセントというふうになっております。

中島委員

一律に1割カットといっても、いろいろな事情があるので、そう簡単に目標値に届くというのは難しいのではないかと思います。こういう努力をしたにもかかわらず、結果的には平成19年度も1億1,278万円の赤字を増やして、12億9,659万円の赤字決算となり、4年連続の赤字決算です。この間いろいろ議論をして、19年度の国からの交付税が計画より3億3,500万円少なかった問題などもずいぶん話にもなっていました。財政健全化計画では、18年度、19年度は収支均衡予算ということで計画をしていましたけれども、この状況で、今後の財政健全化計画をどのように遂行していくかということが、やはり大きな課題になります。そういう点で、もう20年度は出発していますから、先ほど言ったこの4点については、執行状況もお知らせいただきましたけれども、この20年度の現状と財政健全化計画との乖離については、今後どういうふうな対応を考えているのでしょうか。

財政部長

平成20年度予算を編成しますときに、あわせて従来の財政健全化計画の見直しをさせていただきました。その大きな趣旨としては、今もお話にありましたけれども、交付税の19年度の落ち込みと、市税もかなり落ち込んでいたということ踏まえまして、見直しをいたしました。20年度ですけれども、その見直した計画と、現時点で言えますことは、過日の委員会でもありましたけれども、やはり交付税が予算割れをしておりますので、その部分については、何としても増やしていきたいと思っております。その他の歳入歳出の中では、大きなものが現在はありませんが、これから除雪費など冬場を迎えますので、今の交付税のことをクリアしながら、トータルとして収支均衡に何とかもっていけるように頑張っていきたいというふうには思っております。

中島委員

平成19年度の財政というか、小樽市の会計の特徴としては何点かありますけれども、税源移譲の関係で、住民税が増えて所得税を減らして均衡をとるという新しい方法が取り入れられたわけです。結果的には個人にとっては同じ額だと政府は言ってまいりましたが、この税源移譲に関して、小樽市は18年度と比べてどのような影響だったのでしょうか。個人市民税の部分、それから定率減税により出てきた影響というものについても、あわせてお答えください。

（ 財政 ） 税務長

私のほうから平成18年度と19年度の市税全体について答弁をさせていただきますけれども、まず18年度と19年度の現年度分と滞納繰越分を合わせまして、18年度の調定額につきましては178億2,474万円。収入額につきましては144億1,781万円、収入率では80.9パーセントになっております。また、19年度の調定額につきましては、委員が御指摘の税源移譲の関係もございまして186億9,800万円と増額になっておりますし、収入額につきましても150億9,770万円、収入率としましては80.7パーセントとなったところでございます。

（ 財政 ） 市民税課長

定率減税の影響額でございますが、平成18年度におきまして2億6,700万円の減税規模でありましたのが、19年度に減税が廃止になりましたので、2億6,700万円の影響があったというように考えてございます。

中島委員

それは市民負担になったというふうに考えていいと思うのですが、私は平成19年度には個人市民税の増額によって地方の財源というのは一定程度増えるだろう、そういう見込みもあってきっと交付税なんかも削減したのではないかという気がするのですが、改めて小樽市のこの市税収入の状況を確認してみれば、確かに個人市民税は増えておりますけれども、その他の市税、固定資産税・都市計画税とかを見ても、19年度もそうですが経年的な減少が見られて、合わせて見れば、個人市民税の増額による恩恵というものがあつたというふうに考えていいのかどうか、市税全体として。そういう点では、あまりこの小樽市財政にとって、大きな貢献ができたというふうには判断できないのではないかと思います。結局この景気低迷による他の税金の落ち込みが、この分を食ってしまったというか、相殺以上ではなかったかと思うのですが、この点についてはどうですか。

税務長

確かに委員の御指摘のように、個人市民税につきましては税源移譲の関係で税額が増えております。この部分に関しては、地方交付税が減額になるということでありまして、また定率減税の部分につきましても、減税補てん債ということで、過去にもそれは補てんされておりましたので、市税全体としては、あくまでもあまり影響はなかったのかと考えております。また、確かに法人市民税、固定資産税・都市計画税につきましては、土地代とかそういうものが下落傾向にありますので、なかなか上向きにはならないという状況もあります。ただ、法人市民税につきましては、昨今の石油関係の高騰だとか、景気のいい企業におきましては設備投資を行い、法人税割のほうで若干減額傾向にあるということはあると思いますし、また、たばこ税につきましても、最近の健康志向だとか、喫煙箇所の限定とかがありますので、そういう部分では減額になっているところもありますので、今後もこのような傾向が続くのかということは、今のところ考えているところでございます。

中島委員

そういう点でいけば、法人市民税には原油高騰による配慮がなされていても、個人的な市民にはそういうことは直接関係がないわけですから、市民負担の大きさというのは、やはり非常に目立つと思います。それで今回、所得税と住民税の問題では、昨年からこういう新しい税金の体制になったのですけれども、住民税が増えても、所得税が減額にならなかった方々を対象にして、今年の7月に住宅ローンの還付の問題とあわせて所得税還付手続の対応をするということになっておりました。小樽市では、それぞれ対象者が何件で、申請手続きがきちんと終わっているのかどうか。その件数を還付額も含めてお知らせください。

（ 財政 ） 市民税課長

まず、税源移譲に伴います所得変動に対する申告でございますが、これにつきましては、7月1日から7月31日までの1か月間を申告時期としまして申告を受けております。その申告の前に、私どものほうの課税資料の中から対象となると思われる方々約4,400名の方々に案内を差し上げまして、申告を受け付けるという形にさせていただきましたが、その1か月間で約3,100名の方々の申告を受けております。なお、この申告をされた方々の減税額として

は、道民税を含めて約8,200万円の減額になると試算しております。なお、この申告につきましては、7月の1か月間以外にも申告が出れば受け付けるということになっておりまして、その申告期間につきましては、5年間という期間を設けてございます。

それから、住宅取得等の特別控除の分につきましては、今年の確定申告の時期から3月17日までということで、申告を受けております。私どもの対象者として約1,800名の方々に案内をさせていただきましたが、そのうち約1,500名の方々の申告があり、減税額として、道民税を合わせて7,000万円規模という形になっております。なお、こちらの申告の時期につきましては、10年間の申告期間があるというように押さえてございます。

中島委員

これは道民税と市民税を合わせての額ですけれども、市民税の部分については、平成19年度の税源移譲にかかわる還付の問題だとか、決算にはかかわってくるのでしょうか。後からこの市民税分を19年度分から引くという形での処理はどういう形になるのでしょうか。

（財政）市民税課長

あくまでも平成20年度の減額という措置をとらせていただきます。この補てん分につきましては、道民税につきましては、北海道のほうから委託金の中で精算させていただくという形になっております。

中島委員

それでは、これは平成19年度決算とは別に、20年度の処理ということで終わらせることができるという中身ですね。実際には、住民税と所得税の増減で一緒だというお話でありましたけれども、19年度の申告者の中には、定年退職、リストラで職を失ったなどということで、いわゆる所得税を払えない状況になる方が、年度途中で発生するわけです。そういう方々は、1年間の住民税を払ったのにふさわしい所得税の減額になるかという点においては、私はかなりこれは損をしたのではないかという実感があるのですけれども、そういう相談件数あるいは苦情はなかったでしょうか。

（財政）税務長

まず、この税源移譲にかかわりましては、本来所得税と個人住民税を合わせて平均化されるということですが、まず、税源移譲になった時期が、住民税は平成19年度の課税からで、所得税につきましては、19年度所得についての部分ですから、20年3月に確定申告の中で受けたわけです。そのときの最低税率が5パーセントでありましたので、そういう中で、所得税がかからなかったという方がおります。あくまでも19年度の住民税とあわせてこのように減額措置をしているということがございますし、一般的には収入にかかわってくるものですから、そういう苦情というので主だったものはありませんけれども、ただ、所得税は一般的に働いている方は源泉徴収されておりまして、年末調整で精算されますので、手で引かれたものだけという感覚がございますし、また、住民税は次の年にかかってきますので、そういう部分では非常に高いといえますが、負担増になっているのではないかと、錯覚と言ったら語弊があるかわかりませんが、そのような感じを受けている納税者の方は結構いるようですが、これに関しての苦情というのは、ほとんどなかったと認識しています。

中島委員

それでは、ちょっとこの実際の中身を一回検証してみたいと思っておりますが、実際に小樽市は対象者の皆さんに「あなた方は対象になるので申告手続きを下さい」と通知をしているわけです。そういう意味では対象がわかっているわけです。法律上自己申告とはいえますけれども、国の制度の変更によって、1人ずつがこの申告手続きをしない限り、税金の控除や還付などがされないということについては、100パーセント実施するという目的からいってもなかなか時間のかかる話なので、国民健康保険料の7割、5割減免のように初めからそういう対応をするということなどは検討できないものなのでしょうか。

（ 財政 ） 市民税課長

今、その周知以外にも、市のほうから事前にそういうのを自動的にできないのかというようなお話だと思いますが、実はこの税制改正があった地方税法の改正の中で、附則事項というのがついておりまして、その中で、この減税措置についての手続について定められております。その中で、申告された場合に限りこの制度を適用するという条文がついておりまして、あくまでも御本人の申告がなければ、この制度を適用できないとなっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

中島委員

今後の課題として、機会があればそういう手もあることを伝えてほしいと思っております。

産業廃棄物等処分事業会計の決算について

次の質問に移ります。平成19年度の小樽市産業廃棄物等処分事業会計の決算について伺います。埋立処分量が前年度比38パーセント、4割近く増えているのです。大変健全な結果が出ていると報告されておりますけれども、特にがれき類で15パーセント増、土砂類で163.5パーセント増と土砂が多くなっています。がれき類の単価、土砂の単価をそれぞれお示しいただいて、とりわけ今回この土砂が多くなった理由についてはどういうふう把握しているのでしょうか。

（ 生活環境 ） 管理課長

産業廃棄物等処分手数料の単価についてでございますけれども、がれき類につきましては、20キログラムにつき62円、トン当たり3,255円です。土砂につきましては20キログラムにつき12円、トン当たり630円ということになっております。それと土砂が前年度比160パーセント増というふうな状況になっておりますけれども、この土砂に関しましては、かつては昭和の後半から平成の初めにかけては70万トン、80万トンという量が入っておりました。ただ、御承知のように昨今の公共事業の減少、さらには公共事業をする側も、なるべく建設残土を発生させない工法、要するにそこで出た残土は、なるべくその現場で使い切るという工法の工夫もやっているようです。そういった中で、平成18年度は8,209トンでしたが、19年度につきましては2万1,632トンと増えておりますが、この部分につきましては、道立高校の改築に伴う土砂が発生したこと、それと冬期になりまして、国道のがけ崩れがございまして、そこから発生した土砂が大量に搬入されたという大きな2次的な要素がございまして、大きく伸びた状況になっております。

中島委員

経過を見ますと、土砂は経年的に減っていますけれども、がれきは年々若干増加している。運び込まれる手数料で収入を上げるという仕組みですから、今後もこの見通しがどうかということが大きいと思うのですが、土砂なんかは今の御答弁ではかなり自己発生的に出たというふう思うのですが、今後この産廃処分場に運び込まれる見通しという点でがれきや土砂、今後も同じように経営がいい状況でいくと思われるのでしょうか。見通しとしてはどうなのですか。

（ 生活環境 ） 管理課長

産業廃棄物最終処分場に運び込まれる廃棄物等の今後の見通しですけれども、がれき類につきましては、昨年度も15パーセントほど増えており、私どももいろいろ中身は分析しておりますけれども、なかなかその理由というのはつかめていません。と申しますのは、基本的に建設リサイクル法という法律の下で、80平方メートル以上の建物の解体は基本的にリサイクルに回すという考え方になっております。ですから、リサイクルに適さない材質のものですとか、あるいは分別が難しいもの、こういったものがこの処分場のほうには運び込まれるというふうな状況です。そういったことから、今後どのように展開するかというのは、なかなか予測がつきにくい状況でございます。それから、土砂につきましても、先ほど答弁をしましたように、公共工事の発注する側もいろいろ工法的に工夫している部分もございまして、これも同様に今後なかなか見通しが立てづらい状況でございます。

中島委員

今回、この産業廃棄物最終処分場の管理・運営等の業務委託をしている樽栄環境整備株式会社の職員による処分手数料の着服問題について、議会でも審議されております。平成19年度の委託契約は5,082万円ということで決算書に出ておりましたけれども、職員が手数料を着服したのは昨年10月から今年の9月で74件ということでした。この会社との委託契約はいつから始まっているのですか。

（生活環境）管理課長

本処分場は昭和59年11月に供用開始をしておりますけれども、樽栄環境整備株式会社との委託契約につきましては、翌年の4月から契約いたしております。

中島委員

20年を超す契約ということですが、先ほど私が聞いたように、このがれきとか土砂とか廃プラとかを分けて計算しているのですね。そうならば今回着服した対象は、早朝に搬入されたものだというふうには言っていませんけれども、それぞれどれぐらいの量が着服の対象になったかというのは把握しているのでしょうか。

（生活環境）管理課長

着服の対象となった廃棄物の量なり額については、先月開催されました厚生常任委員会でも説明いたしましたけれども、私どものほうの帳票類あるいは電算集計システムのデータ、そういったものが削除されている状況でございまして、現在、搬入業者に直接当たりながら、委託業者のほうで量なり金額を確定する作業を進めているところでございます。

中島委員

そうすると、平成19年度決算はもう出されていますけれども、実際にはこの決算書に載らなかった分の事業収入と搬入量が残るということですね。それはどういう形で処理をすることになるのでしょうか。19年度決算の見直しということになるのか、その後の処理の仕方はどうなるのですか。

（生活環境）管理課長

確かに昨年10月から着服が始まっているということで、平成19年度の数字にも当然影響はありますけれども、実際に法的には19年度決算についてはもう締めております。それとあと損害額の確定行為なり、実際に入金されるのは20年度ということになりますので、20年度での会計処理ということになります。

中島委員

今回はそういうことがわかりましたけれども、樽栄環境整備株式会社との委託契約の中で、こういう問題が起きたときの罰則規定はどういうふうになっているのでしょうか。

（生活環境）管理課長

樽栄環境整備株式会社との委託契約書の中におきましては、第9条で契約の解除といたしまして、幾つか整理をしておりますけれども、その中の一つに、乙（受託会社）ですが、受託業務の履行状況が不適当であると明らかに認められたときという、この部分につきましては、契約を解除することができるというふうになっております。あとそのほかに、損害賠償といたしましては第10条になりますけれども、その第2項の中に、乙は、その責めに帰する理由により、受託業務の実施に関し甲（小樽市）に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。さらにその次の項で、前項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙で協議をして定めるものとするというふうに規定しております。

中島委員

ということは、これから小樽市との協議の上で損害賠償額も、今回の損害を与えた実額だけにとどまらず、一定の額を請求することもあり得るという中身だと思うのですが、市のほうでは今回の問題については、その委託契約をしていた業者に対して、そういう意味での実額賠償だけではなくて、罰則的な意味での中身についても検討する

という考えがあるのでしょうか。

（生活環境）管理課長

まず、額につきましては、これはまだちょっと最終的なものが確定していない段階でございます。それと、私も今、関係部局といろいろ話はしていますけれども、ただ単に損害額が実際の着服額だけではなく、民法等その他の法令を照らし合わせた中で、損害賠償額については確定する予定であります。

それと、あと契約の部分につきましては、条項上は契約を解除できるというふうにはなっておりますけれども、当該部分につきましても、まだ最終的な報告が来ていない段階ですので、最終的にどのようにするという部分については確定しておりません。

中島委員

業者との関係では、厳しい場合には契約を解除するという項目があるわけですが、この間のお話を聞いていると、かわる業者がないということで、そういうことにはならないだろう。そうなれば、やはりこの関係をきちんと保つためにも、適正な対応が必要だと私は思います。それと、市の責任問題のほうですけれども、現金処理については、この間の質疑の中で、毎日発生した現金は夜間金庫に入れて、市のほうに書面を出して、3 か月に 1 回程度のチェックをしていたと聞いておりますが、そういう内容でよろしいですか。

（生活環境）管理課長

3 か月に 1 回ではなくて月 3 回、大体 10 日に 1 回程度やっております。

中島委員

今回は、お話を聞いたら、現金収入を受け取る段階で、例えば、今日は 30 件なら 30 枚をこの日に処理したという連番を振ったカードを発行して対応していると聞きました。しかし、この番号がないとか、行方不明になっているとか、ここら辺について、きちんと点検をしなかったことが今回の結果になったのだと思うのです。連番を振るといふ対策まで立てておきながら、その番号を確認しないということについては、どこの責任になるのか。なぜこういうことになったかという点については、これは市の問題なのです。業者は報告を出しています。それを点検する市のところの責任なのですけれども、この問題についてはどうですか。

生活環境部長

業務のチェックの問題ですけれども、私どもは、委員がお話をしているとおり、通し番号をつけた帳票を業者に渡して、それを使うことで帳票の管理をしてほしいということで、契約を取り結んで業務委託をしております。ですから、第一義的には会社の内部で業務の点検確認が適正に図られているということが必要なことだというふうにご考えておりますが、委託をしております私どもとしても、業務委託先のチェック体制がどのようにしていたかということについて、日々点検をする必要があったらというふうにも考えております。

中島委員

いや、委託先のチェック体制の問題はいいのです。委託先から上がった書類を、市がチェックをしていたかどうかということを知っているのです。それはチェックする体制だったと思うのです、基本的には。連番を振って管理をしてくださいとあって、番号をつけたもので行っているのですから。それが戻ってきたときに、その番号がきちんと所定どおりに管理されているかどうかは、これは市の責任ではないですか。

（生活環境）管理課長

委員のおっしゃるとおり、そういうシステムをつくって業者に任せるだけではなく、市のほうとしても随時チェックをすべき事案だったというふうには思っております。

新谷委員

他会計からの借入れについて



それでは続いて、他会計からの借入れについて伺います。他会計からの借入れで、速やかに返しているのと返していない部分があります。これはどういう判断でそういうふうに行っているのですか。

（財政）中田主幹

一般会計の財源対策として、他会計からの借入れを行ってございますけれども、この他会計のほうも、それぞれ資金の都合がございます。それで、基本的には今、他会計から借りているのは、水道事業会計と産業廃棄物等処分事業会計の二つの会計から借りておりますけれども、水道事業会計につきましては、それぞれの資金繰りの中で、やはりずっと貸したままということにはならないので、水道局の都合に合わせて、必要な部分を償還しているような形になっております。産業廃棄物等処分事業会計につきましては、比較的資金に余裕がございますので、その部分については、これまでもいろいろ何か年にもわたって借りているのですけれども、現状としては、まだ借りている元金を償還していないという状況になっております。

新谷委員

ちょっとわからないのは、産業廃棄物処分事業特別会計と一般会計の二つで、第 2 期拡張整備工事の予算をとっています。平成 19 年度決算にも出てきていますけれども、一般会計のほうが市債 2,280 万円を起こしていたのですけれども、借りているのだから、むしろ産業廃棄物処分事業特別会計の中で、そういうことをするのが普通なのではないかと思うので、そのやり方というか、どうしてそういうことになるのかちょっと疑問なのです。

（財政）中田主幹

一般会計が借りているのは、企業会計のほうの産業廃棄物等処分事業会計からでありまして、この部分につきましては、塩谷 1 丁目、寅吉沢の処分場にかかわる会計でございます。今、第 2 期拡張整備工事をやってございますけれども、それについては桃内のほうでございますので、それにつきましては、特別会計のほうの産業廃棄物処分事業特別会計ということになります。

新谷委員

特定目的基金からの借入れについて

それで、特定目的基金なのですけれども、正直言って、ここまで借りなければならないのかということで、非常にショックというか、気がちょっと重くなるのですけれども、これは借りている部分と借りていない部分があるのですが、この振り分けというか、理由はということなのです。

（財政）中田主幹

特定目的基金から一般会計への借入れにつきましても、その基金の設置目的がございまして、それぞれに崩して使うとか、そういう部分もございます。その辺を考慮して、そういう基金本来の目的に支障がない範囲で、一般会計が借りている形になってございます。あとそれと、一部個人の名前がついた基金がございます。それにつきましては、寄附をいただいたときに、運用について指定されている部分、特定の金融機関に預けていただきたいというようなことのお話も聞いている部分もございますので、それについては基本的に、その方々の御意向を伺って、一部借入れを行っている部分はございます。

新谷委員

意向を聞いて一部を借り入れるということは、一応は個人の分については聞いてやったということではないのですか。

（財政）中田主幹

平成 19 年度につきましては、水産業振興の荒木氏の基金から 1 億円を借りてございます。それについては、御本人は死亡していますので、御親族の方に話をさせていただきました。

新谷委員

この特定目的基金の返済はいつまでに行うのですか。

（ 財政 ） 中田主幹

基本的には、一応財政健全化計画が終わる平成26年度ぐらいから償還していきたいというふうに考えてございます。それ以前にも、それぞれの基金が使う用途とかがございますので、その基金に差しさわりのないように返す形で予定を組んでございます。

新谷委員

この中には、今御答弁をされたように、奨学資金基金とか使っている基金もあります。それから、教育振興資金基金とか、交通災害遺児奨学資金基金もあるのですが、この辺の子供に関するものはほかにもたくさんあるのですが、今事業というか、そういう活用の予定はないということなのですか。

（ 財政 ） 中田主幹

現状の中では支障のない形ということで、今、予定を組んでございます。もし今後、それぞれの特定目的基金で、事業を行う必要があるということになれば、当然基金の状況に応じて償還するという形で考えてございます。

新谷委員

出資による権利の引上げについて

それで、今後、市税収入もなかなか厳しい、それから地方交付税もなかなか平成15年以前の水準に戻してもらえないという中で、厳しい財政運営になると思うのですが、このほかに例えば出資金を引き上げるとか、ほかのことで考えていることはあるのですか。

（ 財政 ） 中田主幹

先ほど答弁をした土地の売却などは進めてございますけれども、そういう部分については今のところ考えてございません。

新谷委員

平成19年度決算で出資による権利を引き上げているところがあります。石狩川地域産業振興協会出資金償還金と北海道さけ・ます増殖事業協会出資金償還金がそれぞれゼロになっていますが、これはどういう理由なのですか。

（ 財政 ） 中田主幹

二つとも社団法人で、そこに小樽市が出資してございましたけれども、北海道から、そういう社団法人に対しての出資はなじまないという指導があったということです。それで、それぞれ各市町村に出資したお金が返されたという形になってございます。

新谷委員

それから、出資による権利で、北海道健康づくり財団に、1億200万円も出資しております。なぜこんなに多いのか、どんな目的で、どんなことに使っているのか。若干ホームページに出ていますところを見ますと、主に健康に関する啓発活動みたいなことに使っているようではございますけれども、でもその中身が私たちのところにさっぱり伝わってこないのです。何に使っているのかわからない。1億200万円といったら大変大きな金額なのですが、これについて、どんな目的で、どういうことに使っているのか、改めてお聞かせください。

（ 保健所 ） 保健総務課長

北海道健康づくり財団に対する出資金ですけれども、これは昭和61年から4か年にわたって合計で1億200万円の出資をしております。出資の目的につきましては、道民の健康と医療に関する健康づくりのために、総合的な政策という事業をするために、各市町村や北海道が出資して行われたということで、北海道、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会の協議の中でこういう財団をつくって、健康づくりをしようという目的でつくられたものです。

それで、実際にいろいろな事業がやられております。例えば、健康に関する情報、いわゆる死亡統計とか、大学の研究などの情報を収集して、それを分析、整理して、各市町村とか保健所に最新情報を提供して、地域保健活動を支援するというような事業とか、健康づくり事業におきましては、道民の健康意識の改革、定着のための健康ま

つりとか、正しい医療の受け方、病気の予防、健康増進のための健康教育の普及事業とか、そういうような事業が各種行われております。禁煙運動普及事業とか、保健医療福祉連携事業とかと結構いっぱいあるのですけれども、そのほかに、また具体的な事業としては、救急医療情報システム運営事業というのも、北海道から委託されてやっているわけですが、これは救急医療に必要な情報を、全道の各医療機関から登録しておきまして、道民や道民のほかに医療機関、消防とか、そういうところから瞬時にインターネットとかを通じて、今、病気にかかったときはどこの医療機関で受けられるかというようなシステムを運営しております。そのようなことだとか、緊急通報システム運営事業、周産期救急情報システム運営事業などを行っているということになっております。

新谷委員

そういうことがなかなかこちらのほうには伝わってこないのですけれども、この出資による権利を見直すとか、そういう考えはないのですか。

財政部長

平成19年度末で出資による権利が約2億円、その中で一番大きいのは今お話のありました北海道健康づくり財団です。圧倒的に財団法人関係の団体が多く、経過としては、北海道内の自治体関係で行うべき関連性のあるものということで、その時々事情によって出資をしてきたものと思っております。ただ、私どももこういう財政事情でもありますので、機会がありましたら、それぞれの財団に、事業内容等が今後も必要なかどうなのかも含めまして、議論はしてみたいというふうには思っております。

新谷委員

駅前再開発に係る補償金について

次に、駅前再開発で得た補償金についてお伺いします。補助金として平成19年度に7億1,780万円を支出しております。補償金が7億9,945万4,000円ということで、補助金に対して、地域住宅交付金が国から入っています。その残りの部分が市が純粋に支出したお金だと思っております。それからちょっと今年度に入って申しわけないのですけれども、補助金として5億2,450万円を予算計上しているうち、財源として地域住宅交付金が1億3,602万円ほど入っておりますが、つまり、市が支出するお金の総額というのは幾らになるのですか。

（建設）まちづくり推進室主幹

再開発事業に市が支出している補助金の額でございますが、平成19年度の7億1,780万円のうち、市が純粋に支出している補助金は2億5,890万円です。20年度の予定でございますが、補助金全体で5億2,450万円のうち、市が支出する補助金につきましては3億8,847万5,000円、19年度分と20年度分を合計いたしますと6億4,737万5,000円になる予定でございます。

新谷委員

そうしますと、補償金との関係なのですけれども、今まで聞いてきた中では、色がついていないやら何やらということで、比較はできないのだということでしたけれども、実際に補償金と市が支出した補助金の差引きは1億5,207万円ほどだと思っておりますが、これが一般財源になっているということでもいいのですよね。

（建設）まちづくり推進室主幹

数字上でいけば、今お話があったようなことだと思いますけれども、繰り返しになりますけれども、補償金につきましては、市の一般財源として入っておりますので、再開発事業に純粋に全部行ったかどうかというその内訳については、一般財源の処理の方法の中で、色はついてございませんので、数字上はそうなるかもしれませんが、実態はいろいろなことに使われる、使われているお金だというふうに思っております。

新谷委員

室内水泳プールの代替として、高島小学校温水プールの改修を行いました。この事業に4,290万円の市債を充当して、一般財源の充当がわずか3,000円なのです。補償金には色がついていないということなのですけれども、しかし

プールを壊して、そして高島小学校温水プールを代替にということだったのに、わざわざ市債で充当したというのはどういうことだったのですか。

（ 財政 ） 中田主幹

御承知のように、一般会計は非常に厳しい状況でございます。全額一般財源で改修事業に充てるということもできませんけれども、非常に苦しい状況ですので、高島小学校温水プールの改修費につきましても、起債をできる限り充当させていただいたという状況でございます。

新谷委員

私は、前に何度か室内水泳プールを壊した補償金を頭金にしてつくることができないのかということを質問しましたけれども、とにかく財政が厳しいということで、なかなかできないということだったのですけれども、やはり 1 億 5,207 万円が補償金として入ってきた残りというか、これだけのお金が結局市民のためには使えないで、市の借金財政に充てられた、このように結論づけてもそれは構いませんね。

財政部長

全体の財政運営の問題になりますので、確かに言われますように、赤字決算が続いている中でのお話でございますので、そういう部分につきまして、それらの補償金収入も財源措置の一つのものとして、財政運営の中に使わせていただいたということになるかと思えます。

新谷委員

財政が厳しいのはわかりますけれども、いろいろな要因があって、それらはこれまでも言ってきたとおりです。確かに地方交付税も削減されてはいるけれども、ただしやはり市でマイカル誘致とかそういうことで借金をつくってきたという責任もあるわけです。結局、市民を犠牲にして、市営プールもつくられなかったということはしっかりと反省していただきたいと、一言言って終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

井川委員

一般会計赤字増加の要因について

それでは最初に、平成 19 年度の一般会計の赤字が 1 億 2,580 万円増加いたしました。この要因についてまずお伺いしたいと思います。

（ 財政 ） 財政課長

平成 19 年度の一般会計の赤字が増加した要因でございますが、経費の節減と事務の効率化、あるいは遊休資産の売却などを行ってきたところでございますけれども、歳入におきましては、地方交付税などの一般財源の減少、歳入におきましては、除排雪経費に追加を要したことや、燃料単価の高騰による経費の増高などの影響がありまして、一般会計の累積赤字が増加したものでございます。

井川委員

地方譲与税と地方特例交付金の減少理由について

次、歳入についてお伺いいたします。平成 18 年度決算との比較で、地方譲与税と地方特例交付金が非常に落ちております。市税は伸びているのですが、その理由をお伺いしたいと思います。

（ 財政 ） 財政課長

国の税制改正がございまして、所得税から個人住民税への税源移譲がございました。これに伴いまして、市税が約 10 億円増えまして、地方譲与税が約 10 億円減少いたしました。このほか同じく税制改正によりまして、地方特例交付金のうち、減税補てん特例交付金というものが廃止になりまして、これによりまして地方特例交付金が減少し

たものでございます。

井川委員

落ち込みと伸びとが同じくらいだったら問題はなかったのですが、ちょっと落ち込みが大きいようでございます。

収入未済額について

次に分担金及び負担金です。使用料及び手数料でも収入未済額が非常に多いのですが、その主な原因は何ですか。

（財政）中田主幹

まず、分担金及び負担金でございますけれども、この中で未収金が多いのは保育費負担金が9,150万円ほど、老人福祉措置費負担金が1,050万円ほど、児童福祉措置費負担金が560万円ほどとなっております。なお、児童福祉措置費負担金につきましては、平成11年度以前の保育料と13年度以前の助産費ということで、19年度の新たな賦課ではなくて、以前のものでございます。それと使用料及び手数料につきましては、し尿処理手数料が630万円ほど、それと河川使用料が390万円ほど、道路占用料が250万円ほど、放課後児童クラブ利用手数料が250万円ほどになってございます。

井川委員

以前、私は厚生常任委員会でも質問したのですが、保育費の未納の方が非常に多く、私もこれが不思議なのですが、夫婦共稼ぎで子供を保育所に預けているということで、必ず収入があるわけですが、それにもかかわらず約1億円近い保育費負担金の未納があり、毎年どんどん増えております。これはやはり催促といいますか、納付してもらうことによって小樽市の赤字が非常に減るわけですから、当然納めてもらわなくてはならないものだと思うのです。保育費の未納対策については大いに力を入れていただきたいのですが、その辺どのようにお考えでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

保育費負担金のみならず、税外収入という部分がありまして、平成19年度で言いますと、管理職等での夜間催告などにも力を入れて強化しているところでもありますし、今年度においても、昨年度よりもっと強化して対応しようということで、福祉部で一丸となって進めております。

井川委員

一生懸命に頑張っていると言うのですが、年々未収金が増えるというのは、ちょっと私は納得できないものから、もう少し頑張りたいと思います。

次に、諸収入の貸付金元利収入、雑入でも収入未済額が非常に多いのですが、その主なものについてお知らせください。

（財政）中田主幹

諸収入の収入未済額が多い主なものでございますけれども、生活保護費返還金収入が4,840万円ほど、それと教育費貸付金、これは奨学金でございますが720万円ほど、それと民生費貸付金、これは生活保護者への貸付金でございますけれども490万円ほど、それと融雪施設の貸付金収入、これは18年度までは特別会計でやってございましたけれども、それが19年度から一般会計に移りまして、130万円ほどという状況になってございます。

井川委員

こうした未収金を回収することによって、ずいぶん財政的には楽になると思うのですが、今後の未収金の対策についてどのようにお考えでしょうか。

（財政）中田主幹

税外収入の未収金の話をしていただきますと、今答弁をしたのは一般会計でございますけれども、一般会計と特別会計と企業会計を全部含めて見ますと、平成16年度以降、減少傾向にございます。けれども、その中身を見ま

すと、19年度末で1,000万円以上の収入未済額のある科目が10ほどあるのですけれども、その合計額で11億9,600万円ほどということで、全体が12億6,890万円の約94パーセントを占めてございます。ですから、その辺の取組を集中的に進めようということで、庁内的に先日会議を開いてございます。具体的には、税外収入の規則がございまして、期限が過ぎたら督促状を出す、そして未納者に対して粘り強く当たっていただくというのが基本でございます。

それと、どうしてもそういう形で粘り強く当たっても、ある程度払えるかなと思えるような方でも、再三未納している方もいると思いますので、そういう方々については、税と同じように差し押さえできる債権とできない債権がございまして、差し押さえできる債権については差押えも少しづつしていこうかという形で考えてございます。

井川委員

今お話が出ましたけれども、差押えを行っていると思うのですが、市民税について差し押さえをしている件数と額はどのくらいになっているのでしょうか。

（財政）納税課長

小樽市の平成19年度の件数と額なのですが、預貯金等につきましては605件で3,275万円、不動産が26件で49万円、給与等が52件で161万円、所得税、道税還付金の関係は145件で235万円、合計828件で3,720万円となっております。18年度と比較しますと、合計件数では386件、額では1,460万円増加しています。それとあと不動産の49万円なのですが、これは不動産を差し押さえして換価したのではなくて、差し押さえをしたことにより滞納者が未納額を払ってきたことによる金額です。

井川委員

差押えをしたものの中に、今不動産などがありましたけれども、競売物件はあるのかどうか。もしあるとすれば、今後どのような考え方をしていくのか、お伺いします。

（財政）納税課長

現在、不動産の公売はやっておりません。不動産の公売につきましては、法人であれば多額の担保というか抵当権が入っていると、個人で言えばやはりまだ住んでいるわけですので、即それを換価して公売というわけにはいきませんが、将来的には条件がそろいましたら、やはり公売も実施していきたいとは考えております。

井川委員

ぜひ、これ以上不納欠損を増やさないよう、力を入れて頑張ってくださいと思います。

歳入の確保策について

次に、一般会計の赤字を減少させるために、職員給与の削減とか、事務事業の見直しなどに大変努力をされていると思います。歳入確保の一環として、昨年度から職員駐車の有料化、それから遊休資産の売却などを行っているという状況でございます。その状況をちょっとお伺いしたいと思います。

（財政）中田主幹

まず、1点目の職員駐車の有料化でございますけれども、平成19年第2回定例会の予算に計上させていただきました。その前に、何年間か検討してようやく19年7月から有料化したという状況でございます。それで19年第2回定例会で、一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、収入として1,887万6,000円の予算計上をさせていただきましたけれども、結果的に決算では43万8,000円上回りまして1,931万4,000円の使用料収入がございました。そして、19年度については、7月からの実施でしたが、20年度からは通年となり3か月分増えるため、20年度予算につきましては、全部の会計で2,564万8,000円を計上してございます。ですから、通年ですと2,500万円ほどの収入増になるということでございます。

それと、遊休資産の売却でございますけれども、先ほども答弁をさせていただきましたけれども、19年度につきましては予算額5,000万円に対して1億4,874万6,000円ということで、予算よりも9,874万6,000円多くなってござい

ます。主な売却地でございますけれども、旧市民部分室、それと旧事業内職業訓練センター跡の売却をしてございます。それと先ほども答弁をしましたように、港湾整備事業特別会計でも貸付地を売却して収入を得ているところでございます。なお、20年度につきましても、既に4月1日で予算計上をしていますけれども、稲穂駐車場の売却が済んでございます。それと、10月号の広報おたるで、旧商工会館跡地の売却のお知らせをしているところでございます。

井川委員

ずいぶん努力をされて、ちょっと先が明るいという感じがいたします。

入湯税の課税免除について

最後に、入湯税についてですが、この厳しい財政状況にもかかわらず、日帰り客については課税免除をずっと行っている。私は5年くらい前に、入湯税について最初に質問をさせていただき、理事者の御答弁は、前向きに検討しますということだったのです。入湯税は目的税で、地方税法にも税率は150円を標準とすると定められていると思うのです。それで、宿泊客からは入湯税をいただき、日帰りの客については、いただかないというのは、ちょっと不公平感があるかという気もするのです。そして、観光産業が非常に厳しいからということで、今まで市の方も浴場の経営者と話し合いをするたびに断られて、うまくいかなかったというお話はずっと聞いておりますけれども、市職員がこんなに頑張っていて一生懸命やっている、そして給料を減らして、駐車料金も払って頑張っていますということで、やはり30円とか50円とか80円などと具体的な金額を提示しないで、経営に見合った金額といったら、向こうは決して楽な経営ではないということで、もちろん灯油代も上がっておりますけれども、応分な負担をしていたかどうかということで、私はぜひ提案したいのですけれども、いかがでしょうか。

（財政）市民税課長

特に利用料金が1,000円以下の入湯税の課税免除をしている理由でございますけれども、委員が御指摘のように、これは目的税でありまして、鉱泉浴場がある市町村においては、それだけの財政事情が生じてくるということで、利用される方々から応分の負担をいただくということで設けられている税金であり、これらのいただいた税金によりまして、鉱泉源の管理とか、あるいは消防設備の整備とか、観光振興、そういうものに費用を充てるということで設けられております。当初から朝里川温泉地区の宿泊客や日帰り客を対象にして課税してきておりましたが、その後市の鉱泉源のほかにも、他の独自の鉱泉源を設ける鉱泉浴場なども現れてきまして、税収も増えたというようなこともありまして、平成元年当時に、特に日帰り客に課税していた入湯税を課税免除しても、一定程度の税収が確保できる見通しがあるということから、特に1,000円以下の利用料金の入湯施設に係る入湯税については、課税免除をするというような形で始まったというように理解しております。その後、委員が御指摘のとおり、市の財政事情が大変厳しくなり、平成14年から市の使用料等の見直しを図る中で、1,000円以下の利用料金の場合の入湯税の課税免除規定の見直しについて検討するというところで検討を始めたわけですが、なにぶんにも経営者側とのお話の中では、委員からの御指摘もありましたように、石油製品の高騰など、あるいは入湯税を課すことによって、ますます利用客が減ることになるのではないかというようなことも心配されるということがありまして、経営者との話し合いの中では、入湯税をいただくことについては、大変厳しい状況になっているというのが現在まで続いているところであります。

なお、従前から説明しておりますが、経営者側のほうとは、引き続き入湯税の課税についてお願いをしていきたいというようには考えております。

井川委員

非常に裕福な自治体でも、入湯税をいただいているわけですから、ぜひ経営者が了解をするまで、ずっと課税免除をするのかどうかというのは、ちょっと私は問題があると思うのですけれども、話し合いが見つからない場合には、あと何年という猶予期間みたいのを与えて、ぜひ努力をしていただいて、やはり小樽は非常に財政状況が厳しいとい

うことで、何とか努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（ 財政 ） 税務長

今、市民税課長から答弁をさせていただきましたけれども、言い出したのが私の時代でございまして、一番よく知っています。何度も同じような答弁をさせていただきますけれども、やはり現状にありまして、なかなか経営面で厳しいということがありまして、このたび私が就任して、昨年 6 月からずっと話をさせていただいていますし、また、経営者の方が市役所に来て、庁舎内で出会った際にも話をさせていただいているのですけれども、平成 15 年当時、課税免除規定の廃止で説明が上がった時点より、さらに経営が厳しい状況になったということがありまして、なかなか話し合いをしても平行線をたどるような状況にありますので、先ほど答弁をしましたけれども、今後とも粘り強く相手方に伝えて、解決してまいりたいと考えております。

-----  
濱本委員

平成 18 年度決算との比較について

何点かお聞きします。平成 19 年度の単年度収支による決算は、約 1 億 1,260 万円の赤字で、同じく 18 年度は、約 2 億 2,470 万円の黒字ということで、18 年度をベースに考えると、約 3 億 3,730 万円も状況が悪化したということであります。18 年度の決算と比較して、その主な要因を歳入歳出の両面にわたってまずお聞かせいただきたいと思ます。

（ 財政 ） 中田主幹

平成 18 年度と比較してでございますけれども、まず、歳入につきましては、税源移譲がございまして、地方譲与税が 9 億 9,800 万円ほど減になっております。その分市税収入が 6 億 8,000 万円ほど増となってございます。それと地方交付税が前年度と比較して 6 億 2,200 万円ほど減になってございます。この地方交付税の減が非常に大きな影響となってございます。これは今まで何度も話してございます普通交付税の算定におきまして、市民の所得割の分のかい離が、小樽市の実態と交付税上の計算が非常に合っていなかった、3 億 3,000 万円ほどのかい離があったという部分です。それらの減によって一般財源収入が 11 億 8,500 万円ほど落ちてございます。これが非常に大きな影響でございます。

一方、歳出でございますけれども、退職手当が前年度と比較して 3 億 7,000 万円ほど増えてございますけれども、それを含めても人件費につきましては 1 億 8,000 万円ほどの減となっております。結局その差額は、職員数の削減と職員給与の削減で 5 億円ほどの削減をしたという形になってございます。それと一方、扶助費は年々増えてございまして、18 年度と 19 年度で 2 億 6,000 万円ほど、それと補助費等が 8 億 2,700 万円ほど増となっています。この一番大きな要因は、補助費等の関係で、北しりべし廃棄物処理広域連合の負担金が 19 年度から焼却炉が稼働した関係で、非常に大きな伸びとなっております。それと維持補修費で 1 億 9,400 万円ほど増になってございますけれども、この要因は除雪費で、18 年度と 19 年度を比べると、19 年度は補正をさせていただきましたけれども、2 億 1,400 万円ほど多くなってございます。それとあと繰出金関係は、全部の繰出しで 5,100 万円ほどの増となっておりますけれども、内訳を見ますと、病院事業会計の繰出しが前年度よりもかなり多くなってございます。歳出についてはそういう形で、扶助費なり補助費等なり維持補修費なりが増えているのですけれども、それを何とかカバーするような形で財政運営してきたのですけれども、結局、交付税の収入の減が一番大きな要因になったのではないかというふうに思います。もしもの話ですけれども、交付税がきちんと入っていたら、単年度でも黒字決算で済んだのかというようなことで考えております。

濱本委員

数字をいろいろ見ていくと、どこに原因があるのだと、見方はいろいろあるわけで、例えば仮定の話ですけれども、約 1 億 1,260 万円の赤字、しかし、平成 19 年度決算では、不納欠損額を約 1 億 9,600 万円計上しており、前年度



も約 2 億 7,000 万円計上している。それから、収入未済額についても、一般会計で約 36 億 2,200 万円計上している。この辺がどうにかなれば、若しくは不納欠損額が計上されなければ、1 億幾らはある意味すぐ消えてしまう。約 500 億円を超える財政規模の中から見れば、この 1 億幾らというのは決して大きな数字ではないのだろうというふうに思います。

しかし、例えば歳出の部分でいくと、18 年度決算では予算額に対して不用額を約 18 億 1,300 万円出して、19 年度では約 15 億 6,000 万円出している。出すものが要は減ってきているのです。だから、不用額をだんだん計上できなくなってきて、財政的にはもっともっと厳しくなるのだろうと思うのです。そうすると、いわゆる一般の会社で言えば、売掛残高をどうやって早く回収するかとか、少なくするかとか、そういうところにどンドン力を入れていかなければならないのだろうというふうに思います。

#### 監査結果について

そういう部分で、今年度の監査報告書の中に、例えば収入率についての言及もありましたし、また不納欠損の処分についての言及もありました。平成 19 年度及び 18 年度の一般会計を含めて、収入率、収入未済額、それから不納欠損額についての説明と、これらをどうやって少しでも減らす努力をしたのか、きっとたくさん努力をされているのだろうと思うのですけれども、具体的な項目があったらお知らせいただきたいと思います。

#### （財政）納税課長

まず、収納の努力の関係なのですけれども、これは今まで何回も答弁をしていますけれども、やはり滞納者につきましては、今までも電話催告や戸別訪問を行っていますし、最近では、どうしても支払わないという悪質な滞納者につきましては、先ほども差押件数を答弁しましたが、給与や預貯金、最近では年金や生命保険の差押えも強化をしていっているところであります。

それと不納欠損につきましては、市のほうで賦課をしまして、徴収不可能になった、納税義務が消滅したということで、例えば平成 18 年度と 19 年度を比べまして多少減ってはいるのですけれども、やはり高額の滞納をしていた法人が倒産しまして、清算手続といたしますか、廃止、解散しますと、どうしても 18 年度でいったら 1 社で 1 億円とかという部分もあるものですから、不納欠損については、減らしていくのはもちろんなのですけれども、ただ地方税法からいくと、そういうものは不納欠損をしないということになっており、その辺のジレンマはあります。よって、不納欠損については、増えないように努力はするのですけれども、地方税法の関係もありますので、どうしても年度によって増減が出てくるというような状態にはなっております。

それと未収金の関係で市民税につきましては、収入済額は増えているのですけれども、税源移譲の関係で、滞納額が全国的に最初 3 パーセントは増えるだろうということで見られていて、例年でしたら、小樽市は滞納繰越分の処理を主にやっているものですから、催告書の送付もたしか 3 か月ほど早くしまして、何とか頑張ったのですけれども、結局 6,000 万円程度やはり昨年度よりも増えたということになっております。それとあと固定資産税につきましては、今定例会でも言っていますけれども、景気の後退がやはり高額滞納の納付計画に影響しており、18 年度と比べますと、ある程度大きい金額で減ってきているという影響があります。また、景気の動向に関係なく、例えば一般の方であれば、一定額がずっと課税されていくのです。ですから、今のこの不景気の状況でいくと、やはり個人の方もかなり収入は減ってきていると思いますので、その辺ではちょっと固定資産税についても、若干減少になってきているという状況なのかとは思っています。

#### 濱本委員

要は市税収入というか、小樽市の歳入も、いわゆる小樽市内の景気に大きく左右されるというのは現実で、どこかがどうにかなると、そこでまた穴があくという意味では、小樽市が抱える構造的な要素もあるのかというふうには思いますが、できるだけ未収金の回収に御努力いただきたい。監査報告書の中にも、少額訴訟制度についても言及されておりますので、これをやるのがいいのかどうかはわかりません。しかしながら、小樽市がこうやって単

年度の赤字を抱えている、赤字が発生するような決算状況であれば、こういうこともいたし方ないのかというふうに思いますので、ぜひとも検討をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

（財政）中田主幹

税外収入の状況は、一般会計は大体 1 億 9,000 万円ほどで、増えたり減ったりという状況なのですが、全部の会計につきましては、平成 16 年度以降減っている状況でございます。収入確保の取組ですけれども、税外収入につきましては、昨年 10 月に副市長をトップとする本部会議を立ち上げまして、昨年 10 月から 12 月にかけて、集中的に取組を行ってございます。それはそれぞれの収入担当課において、管理職なりが夜間に個別訪問をしたり、そういうような形で収入未済額を、多少ですけれども減じている状況でございます。

また、今の少額訴訟とかのお話ですけれども、20 年度につきましては、強制徴収できる債権につきましては、税に倣いまして、小樽市が直接差押えという形で処分とかに踏み込めるのですけれども、私的な債権につきましては、裁判所に訴えていかなければならないということございまして、今お話にございました少額訴訟なり支払督促という制度もあるのですけれども、そういうものを活用していく方向で、今、検討を進めているところでございます。

濱本委員

わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

予算とのかい離が著しい科目について

それと、今まで地方交付税が減ったとかいろいろお話がありましたけれども、予算と比較して決算金額が著しいかい離している費目、科目があれば、そのかい離している比率と、比率の高いもの、例えば予算に対して 120 パーセント使ったとか、70 パーセントしか使っていないとか、歳入の部分で言えば、予算に対して 70 パーセントしか入らない、130 パーセント入ったとか、あと金額の大小も当然あるのだらうと思いますが、今まで御説明いただいたもの以外で、主なものがあればお知らせいただきたいと思います。

（財政）中田主幹

まず、歳出のほうから答弁をしますけれども、平成 19 年度の予算額に対して、支出済額がどれだけあるかということで答弁をしますと、率で言いますと、一番かい離が大きかったものが商工費でマイナス 14.17 パーセントです。これにつきましては、商工関係の貸付金で不用額が 3 億 600 万円ほど出たという関係でございます。

2 番目につきましては、労働費でございましてマイナス 13.3 パーセントです。これも勤労者に向けての貸付金制度でございますけれども、それが 800 万円ほど不用額が出た結果でございます。

それと 3 番目にかい離が大きかったのが土木費でございます。これがマイナス 5.4 パーセントでございまして、これにつきましては、港湾整備事業特別会計への繰出金の不用額が 7,800 万円、それと土木費の中にある貸付金、共同住宅とかバリアフリーとかの貸付金の制度がございまして、それで約 3,100 万円です。それと、臨時市道関係の建設事業費で 3,900 万円、除雪費が 3,300 万円というような不用額が出てございます。

それと 4 番目に大きいものにつきましては、総務費でマイナス 4.9 パーセントです。これにつきましては市長選、市議選で予算よりも 1,100 万円ほどの不要額が出てございます。

それと 5 番目につきましては、教育費でマイナス 4.8 パーセントです。これは高島小学校温水プールの改修費で 700 万円、また、補正で増額しましたが、燃料費で最終的に 800 万円ほどの不用額が出ている部分、それと就学援助で 700 万円ほどの不用額が出ている部分でございます。

一方、歳入については金額でお知らせしますが、かい離が大きいものは諸収入でございまして、これが最終予算に対して 18 億 2,000 万円ほどの減となっております。これは空財源で形式計上をしていた分 15 億 4,500 万円ほどが、結局、最終的に収入として入らなかった部分です。それと貸付金関係が 3 億 4,500 万円ほど、支出が少なかったものですから、歳入も少なかったということです。

2 番目につきましては、市税が予算よりも 6 億 7,600 万円ほど減になっております。

3 番目にかい離が大きかったものは、道支出金で 1 億 2,100 万円ほどございます。これは道道街路事業の建設事業費が繰越しになりまして、その分の収入が約 6,000 万円ほど減になってございます。それともう一つ、福祉医療関係、障害者や高齢者、ひとり親などの福祉医療制度関係が 4,600 万円ほどです。これも支出が落ちた分、北海道からの収入が 4,600 万円落ちたことによる減です。

それと市債が 1 億 1,200 万円です。これは建設事業の入札減などに伴い、市債の借入れが落ちた部分でございます。

それと 5 番目として、財産収入につきましては 1 億 400 万円、これは先ほども答弁をしましたが、増になっております。今までは減ですが、財産収入だけが予算よりも増ということで 1 億 400 万円、先ほどの土地の売払いが予算より 9,900 万円ほど増になったという要因でございます。

濱本委員

ありがとうございます。特徴的なことがわからないと、どうも決算説明書の内容が頭に入らないものですから、あえて説明をいただきました。

補助金の削減について

昨年の決算特別委員会で、いわゆる助成金、補助金の質問をさせていただきました。今年度の事務執行状況説明書には、巻末にそれぞれの補助金、交付金の一覧が出ておりまして、計算をすると、総計が約 7 億 2,800 万円あります。確かにこの中には、恒常的に支出しているものもありますし、それからそうでないものも、例えばこの一、二年だけ支出するというものもあるのだらうと思いますが、赤字の会社が寄附をするというのは、ほとんど民間では考えられない。それは過去の歴史的な経緯もあるのでしょうかけれども、これは決算特別委員会ですから、事細かいことはまた明日以降にしますけれども、基本的には赤字の状況であるのであれば、また累積債務もあるのであれば、この辺はゼロベースからもう一回見直す必要があるというふうに思います。また、今までいただいているところも、今の小樽市の状況をきちんと説明すれば、たぶん御理解はいただけるのだらうというふうに思います。

そこで、これは平成 19 年度の支出の状況ですが、18 年度から見たらたぶん若干削減はされているのだらうと思います。恒常的なもので、たぶん 10 パーセントまではいかないのでしょうかけれども、何パーセントか削減されていると思いますが、削減された金額について、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

（財政）中田主幹

負担金、補助金関係で、平成 18 年度と 19 年度で比較すると、一部事務組合の負担金を含めると約 2,000 万円強、減になっております。

濱本委員

2,000 万円の減は、決して小さい金額ではないですけれども、今の状況を考えると、もっと削減をしなければならないのかというふうにも思います。

基金残高について

それと、先ほども若干質問があったのですが、各種基金があつて、そこから借入れをしています、いろいろな種類があるのですが、小樽市が今持っている基金の総額、それから年度末の残高、いわゆる本当にキャッシュが幾らあるのかということについてお聞かせいただきたいと思っております。

（財政）中田主幹

基金の残高でございますけれども、介護保険料を少し積んでいる部分がございます。それが 5 億 7,000 万円ほどあるのですけれども、それを抜いて答弁をしますけれども、一般会計の特定目的資金と住宅の敷金基金、それと土地開発基金、土地を先行取得する基金があるのですけれども、それを合わせますと残高が 23 億 8,300 万円ございまして、そのうち 19 年度時点で 21 億 2,500 万円、一般会計が借りております。ですので、一般会計からも借りていない残高となると、引きますと 2 億 5,800 万円という形になります。

濱本委員

要は普通の会社で言えば、こちらに引当金は一応あることにはなっているけれども、現実問題としては、通帳を見たら10パーセントぐらいしかない。実は小樽市そのものはそのぐらい厳しい。本来であれば手をつけてはいけな  
い、手をつけなくてもいいはずなのに、手をつけざるを得ない。普通の民間企業であれば、仮受け消費税を運転資  
金に使ってしまったみたいところがたぶんあるのだろうというふうに思います。緊急避難的な措置としては十二  
分にわかりますけれども、ここら辺も、ぜひとも今後、少しでもこの残高が増えるような努力を、そのためには本  
体がきちんとしなければならない、これもうある意味両方なのですけれども、本当に何かあったときに、ふたをあ  
けたら全然お金がなかった。決算書上は残高があることになっているけれども、通帳にはなかったということでは、  
やはりこれからのことを考えると、ちょっと心もとないというふうに思いますので、ぜひとも新年度以降は改善を  
お願いしたいというふうに思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

千葉委員

先ほど来決算についていろいろお話がありまして、同様な質問になるかと思いますが、通告どおり質問させてい  
ただきます。

平成19年度決算の概要と財源対策について

健全化判断比率は一応基準を下回ったということでしたけれども、非常に資金繰りが厳しい状況であります。財  
政の概況を見ますと、小樽市は実質収支が平成19年度で赤字が拡大しておりまして、今までそのような事態に陥ら  
ないために、財政健全化計画に基づいて、予算編成の段階からさまざまな取組をされてきたと思います。先ほど来  
いろいろなお話があるのですが、いま一度概況の中にある内容も含めまして、説明をお願いしたいと思います。

（財政）財政課長

平成19年度の予算編成からの財源対策等の取組でございますけれども、19年度は骨格予算でございましたが、第  
2回定例会の予算を含めまして、予算におきましては、給与の削減とか、あるいは退職者の原則不補充、こうい  
った人件費の抑制を始め、さらに民間の委託を行っても財源不足が生じるということで、基金や他会計からの借入れ、  
こういった財源対策を行って、収支均衡予算を編成したところでございます。その後、予算執行に当たりましては、  
先ほども申しましたように、事務的経費の10パーセントの執行留保といった経費の節減とか、あるいは税や税外収  
入の確保対策、あるいは遊休資産の売却、退職手当債の導入など、税源確保を進めてきたところでございましたが、  
残念ながら単年度では1億1,000万円の赤字になってしまったところでございます。

千葉委員

今、最後にお話がありましたけれども、そのような中でも赤字が拡大をしたわけですが、その要因としてはどの  
ようなものがあるのか。また、中でも大きい要因が除雪費も含めてあると思うのですけれども、その中身について  
詳しく教えていただけますでしょうか。

（財政）財政課長

歳入につきましては、まず税収の伸び悩みということが挙げられると思います。あるいは何度も申し上げている  
とおり、普通交付税の減というものがあると思います。歳出につきましては、委員が御指摘のとおり、除雪経費の  
増高あるいは原油等の高騰に伴います燃料費の増高、こういったものが挙げられると思います。

千葉委員

実質単年度収支ですけれども、1億1,200万円の赤字ということで、しかしながら先ほど来からお話がありますよ  
うに、特定目的資金基金等からの借入れを6億6,500万円の財源対策を行っているために、実質的な単年度収支を見

ますと 7 億 7,700 万円の赤字であるとの財政の概況の報告がございました。財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金であるということであります。家計で例えていいかわかりませんが、何にでも使える、いわば預金みたいなもの、これがなくなっている状態で、非常に財政が枯渇して、基金が枯渇しているという状況だというふうに思っています。そのような状況の中で、特定目的資金基金や他の会計、いわば別な財布から借入れをして歳入不足を補っている状況なのですから、平成 18 年度の財源対策を考慮した実質的単年度収支から見ると、5 億 7,200 万円ほど赤字が増加しているということで、ここでちょっと教えていただきたいのですが、この歳入不足を補うために、財源対策というのは、他会計からとかの借入れ以外に何か考えられないかどうかということと、また基金とか、ほかの会計から借入れをする対策を今回とっているわけですから、これが自治体側というか、借りる側にとってメリットがあるのか、また、もしリスクがあれば教えていただきたいと思えます。

（財政）財政課長

財源対策のほかの手段ということですが、まず一般的な団体ですと、委員が御指摘のとおりその年の財源不足に陥った場合は、財政調整基金から取り崩す、あるいは次には減債基金等から取り崩すというような形になると思えます。次の手段としまして、一般的には特定目的資金基金とか他会計からの繰入金とか、そういうような形で財源対策を行っていくと思えます。そこら辺のメリット・デメリットと言いますが、これはぎりぎりの手段だと思いついて、その中から考えて工夫された財政運営ではないかというふうに考えております。

千葉委員

今、財源対策で初めに財政調整基金とか、減債基金から取り崩していくというお話があって、その次に特定目的基金からの繰入れとかが考えられると御答弁があったのですが、これが今ぎりぎりの状態となると、次にとれる対策というのはどのようになってくるのでしょうか。

財政部長

平成 20 年度で企業会計のほうからまた借入れを起こしたわけですから、現状の中でとり得る財源対策としては、これくらいがもう限度だというふうに思っております。何度か御質問にも答弁をしておりますけれども、やはり歳出の削減努力あるいはそういう財源対策を行っても、それでもこの収支不足に追いつかないという状況については、自助努力も限界に近づきつつあるというような答弁も市長からさせていただきましたけれども、やはりこの先には、国からの交付税なり、しっかりとした税財源の充実がないことには、なかなか改善というのは難しいのではないかと。独自の財源対策としては、もう底をつきつつあるというふうな感を持っております。

千葉委員

非常に厳しい状況であることがわかったのですが、次に公債費についてお伺いしたいのですが、平成 16 年度をピークに市債の残高が減少傾向にあるかというふうに思います。しかしながら、今の財政状況をお聞きしますと、その負担には非常に心配するところがございます、それだけ余裕のある財政状況なのか、ないというふうな今ちょっと感じたわけですから、早期に財政状況がよくなる、そういう改善の時期を早期につくることが可能なかどうかというのが、非常に心配するところであります。

そこで、19 年度の財政力指数、また経常収支比率がどのようになっているかということをお聞きしたいのが 1 点と、さらにこの数字から、道内市町村やほかの類似団体との比較をして、小樽市はどのような状態なのか、傾向も含めてお聞かせ願います。

（財政）財政課長

まず、平成 19 年度の小樽市の財政力指数と経常収支比率でございますが、財政力指数は 48.8、経常収支比率は 103.9 パーセントとなっております。これの道内他都市、類似団体との比較でございますが、まだ決算を出したばかりで、そこら辺のデータはございません。それで 18 年度になりますと、道内都市の平均で財政力指数は 43.5、小樽市は 47.1、

それから類似都市では69.0となっております。経常収支比率につきましては、小樽市は101.6パーセントに対しまして、道内の10市平均では92.0パーセント、類似都市では90.9パーセントになっており、ほかのところよりも高いというふうになっております。

千葉委員

今は数字的に、ほかのその団体と比べてどのぐらいの位置にあるのかという、例えば類似団体の中で一番高いとか、中くらいであるとか、まだまだ大丈夫な状態とか、そういう傾向というのはどうなのでしょう。

（財政）財政課長

経常収支比率につきましては、他の類似団体にないぐらい一番高い状況になっております。財政力指数につきましては、これは財政の依存度でございますので、これも一番とは言いませんが、低ければ低いほど財政の依存度が高いということになりますので、この財政力指数につきましては、低いほうになっております。

千葉委員

あともう一点、公債費及び公債費に準ずる費用の人口1人当たりの決算額ではどのようなことになっているかということで、同様にお聞かせ願いたいというふうに思います。

（財政）財政課長

市債の年度末残高1人当たりということで答弁をさせていただきたいと思います。小樽市につきましては、平成18年度で47万円、道内の10市平均で52万円、それから類似都市で43万円になります。

千葉委員

ではこの決算額、平成19年度で言えば1人当たり幾らなのでしょう。

（財政）財政課長

平成19年度で小樽市が45万円、道内の10市平均で51万円です。

千葉委員

今さまざま数字を挙げていただいたのですけれども、やはり類似団体、また道内の他都市に比べても、いい状態ではないというのがわかるのですけれども、この水準を改善させるために、先ほど来からお話があるように歳入が増えるだとか、歳出を削減していくしかないと思いますけれども、改善するためには、どのような対策が考えられるかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

財政部長

平成24年度までの財政健全化計画を立てまして、それに向かっているわけですが、先ほど委員からお話がありましたけれども、早急にこの状況を改善するというのは大変難しいというふうには正直思っています。健全化計画の中でも21年度までというのは、累積赤字をそれほど大きく削減することはちょっとできないだろうというふうには思っております。その中で私どもが今とりうることでありますのは、人件費を含めて歳出の抑制に努めるということで健全化計画を立てておりますので、あとはやはり一において二においても歳入のほう何とか、市税については私どもの税金でございますので、確保に努めてまいりますけれども、地方交付税、地方譲与税を含めまして一般財源が復元されて確保されるように強く望んでいるということでございます。

千葉委員

ダム湖及び貯水池調査について

次の質問に移らせていただきます。平成19年度の事務執行状況説明書の中から質問をさせていただきたいのですが、水道局の水質管理の項目の中で若干お伺いしたいと思います。106ページにあります「その他の試験及び調査研究」ということで、いろいろな水質検査とか試験の件数等が書かれていますけれども、その（4）にありますダム湖及び貯水池調査というのがございますが、これはどのようなことを調査されているのでしょうか。

（水道）水質管理課長

ダム湖及び貯水池調査の内容についてでございますけれども、豊倉浄水場の水源であります朝里ダムと、奥沢浄水場の水源であります奥沢貯水池の水につきまして、水道の原水としまして支障がないかどうかを調べる目的で行っている調査でございます。朝里ダムにつきましては、ダム湖の 2 か所におきまして、表層のほか、水深 2 メートル、5 メートル、10 メートル、15 メートル、20 メートルの地点で採水しまして、それぞれの地点の水温、色度、濁度、pH、溶存酸素、窒素、リンなどの検査のほか、プランクトン類の調査を行っております。奥沢貯水池につきましても、朝里ダムと同様の検査等を行っております。

千葉委員

るお話があったのですが、専門的なこともあったのですけれども、せんだって報道にもありましたとおり、ここ二、三日雨が降りましたけれども、今まで小樽は水がすごく豊富だという感覚でいたものですから、朝里ダムの件につきましては、非常にあのようになっている状態で非常に驚いたわけなのですが、水道局としまして、今のその内容以外に降雨量というのを押さえられているというふうに思いますけれども、平成 18 年、19 年の降雨量、今年の雨の降り方は、どうであったかということでちょっとお聞きしたいと思います。

（水道）浄水センター所長

平成 18 年と 19 年の小樽市の降雨量についてでございますが、18 年は 1,292 ミリメートル、19 年は 1,075 ミリメートル、20 年は 9 月までの実績に 10 月以降の過去 3 か年の平均を加えて算出した場合では、約 950 ミリメートルと予想しているところでございます。19 年と比較しまして、20 年の見込みでは、約 120 ミリメートル降雨量が少なくなるものと想定しております。特に、今年の 9 月は記録的な小雨による影響が大きく、過去 30 年の平均値 125 ミリメートルと比較しますと、雨量が約 90 ミリメートルも少ない状況となっております。

千葉委員

非常に雨が少ないということで、小樽市の朝里ダムとか、各水源地についてなのですけれども、いずれの水源地でも貯水量というのを教えていただきたいのですが、平成 18 年度と 19 年度の 9 月末と、20 年度の 9 月末の貯水量、これを水源地ごとに教えていただけますでしょうか。

（水道）浄水センター所長

平成 18 年度から 20 年度までの 3 か年における 9 月の貯水量でございますが、朝里ダムにつきましては貯水量を、天神及び銭函につきましては、浄水場において河川から取水してございますので、河川流量で答弁をさせていただきますと思います。初めに、朝里ダムの 9 月末の貯水量につきましては、18 年度は 360 万 3,000 立方メートル、19 年度は 355 万 7,000 立方メートル、20 年度は 187 万 4,000 立方メートルとなっております。次に、天神水源地の 9 月の平均河川流量につきましては、18 年度は 6 万 8,100 立方メートル、19 年度は 8 万 1,300 立方メートル、20 年度は 2 万 3,500 立方メートルとなっております。次に、銭函水源地の 9 月の平均河川流量につきましては、18 年度は 1 万 800 立方メートル、19 年度は 1 万 7,500 立方メートル、20 年度は 7,400 立方メートルとなっております。

千葉委員

平成 20 年度は水量が非常に少ないというのがよくわかりました。

水道供給の安定と危機管理について

今、これから 10 月、11 月に台風等が来ると、雨も若干降るのでしょうけれども、非常に水不足に対して、市民の危機感というのはあまりないというふう実感しています。小樽市としまして、水不足に対する危機管理マニュアルが当然あると思うのですけれども、この中身としまして、市民周知とか、万が一、雨がこのまま不足するような状態が続いた場合に、給水制限の体制などについてお聞かせ願えますでしょうか。

（水道）総務課長

水不足に関連しまして、危機管理マニュアルの関係でございますが、水道局としては、危機管理マニュアルとい

うことで作成はしておりますけれども、このたびのような渇水による対策のマニュアルについてはございませんでした。そういった中、平成19年2月、厚生労働省がホームページで周知いたしました渇水対策マニュアルに基づいて、今後、水道局も対応してまいりたいというふうに考えております。その内容といたしましては、渇水時における予防対策、それから渇水時の体制の確立、さらには渇水の状態に応じた3段階の給水制限、応急給水、渇水時の対策支援、渇水時の対策業務手順などとなっております。さらに具体的に市民周知、給水制限等の関係の内容で説明をさせていただきますと、初めに、市民に対して節水のPRをしていくこととなります。また、大口使用者に対しては、節水の要請などを行いながら、給水制限、断水などを行っていくような状況になったときに、マニュアルでは説明されております。また、給水制限をする場合は、給水場所に給水に必要なタンク車や給水袋などを備えて、給水日時などを、ラジオ、テレビ、新聞、広報車などを活用して、市民にお知らせするようなマニュアルの内容となっております。

千葉委員

今お話にあった、テレビでよく見る広報車が走ったりとか、そういう状況が目には浮かびます。そこで、雨が降ってくれることが一番いいのですけれども、現在、水の安定した供給はできるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

（水道）整備推進課長

安定給水につきましては、雨や貯水量だけで判断をすることはちょっと難しいかと思うのですけれども、雨がずっと流入河川の流入量も増えますけれども、ダムへの河川流入量と、それから浄水場における貯水量、これらの関係があるかという判断をしております。今年につきましては、平年より非常に降水量が少ないということで、今後、昨年並みの降水量が降るとすれば、安定な給水が図れるのではないかというふうには考えております。

千葉委員

今そういう中で、調整放流を行っているというふうに伺っております。例えば地域でも朝里川に対してのさまざまな取組がされているところなのですけれども、この調整放流をすることによって、生物だとか、自然環境への影響というのは考えられないのでしょうか。

水道局次長

朝里川を取り巻く自然環境というのは、市内の河川の中でもやはり有数なものがあって、いろいろなまちづくりの会とか、そういう方々の活動も盛んな場所でもあります。調整放流の中で一番の問題は、やはり自然環境への影響という部分が、我々と小樽土木現業所との協議の中で一番の課題でありました。現状は朝里川流域の小河川だとか、それからいろいろな伏流水というのもありまして、今回の朝里ダムからの放流の維持用水をとめることによる朝里川への影響ということで、河川の数か所で流量なり水深、そういうものの調査も水道局で行い、土木現業所のほうに報告をしております。一定程度、今回の措置については、土木現業所からの理解を得られたかというふうに、水道局としては考えております。

千葉委員

朝里ダムは非常に大きなダムで、この建設におきましては、無駄な公共事業であるなどと議論がされていたというのは聞いておりますけれども、仮の話で申しわけないのですが、もし仮に朝里ダムがなかったとしたら、小樽市での水道の供給というのはどのような影響があったと考えられるのでしょうか。

水道局次長

朝里ダムの役割としては、多目的ダムとして三つのそれぞれの役割がございます。水道の共同供給であるとか洪水、それから河川の維持という三つの役割で建設されてきております。この記録的な小雨の中で、仮に朝里ダムがないということになりますと、豊倉浄水場というのは市内の6割の家庭に水を供給している、小樽市内で最も大きな基幹的な浄水場でございますので、その水源が確保されないということになると、大変大きな影響が出ること



になるだろうというふうに予想されます。

千葉委員

最後に、今、雪の降る間まで適当に雨が降ってくれるのを望むわけですが、市民の生活に水というのは非常に重要なものであるということは重々承知しております。引き続き、降雨量に対しましては注意を払っていただきたいと思います。最後に、市民の安全・安心対策ということで、水道局長の御見解を求めて質問を終わりたいと思います。

水道局長

ただいま私どもの課長と次長のほうから状況について答弁をさせていただきました。特に10月2日の新聞で報道されていましたが、9月のいわゆる統計史上最も少ない降雨量、これは小樽にも同じことが言えるかと思えます。そういった中では、ダムにとって降雨量というのは非常に大切だということを率直に感じております。それと、平成5年度に朝里ダムの供用を開始したわけですが、こういった経験はこれまで当然なかったわけです。こういった想定外の現象に対しまして私を感じたことは、まず、この状況が市民生活にどういうふうに影響しているのかということ、いわゆるある意味では危機感を覚えました。

このような中で、先ほど次長も答弁をしましたが、いわゆるダムを管理している小樽土木現業所と鋭意協議をして放流水の調整ということを行って来て、市民生活のいわゆる水道供給を安定的に行っていけるということの見通しは立てております。この経験を生かしまして、水道局といたしましては、朝里ダムにつきましては、今後ともいわゆる貯水量、河川流入量、放流量、それから私どもの取水量、こういったものをきめ細かく監視しながら、また土木現業所とも引き続き協議をしていながら、水道水を市民の皆さんに安定供給するために最善の努力をしてみたいというふうに考えております。

高橋委員

私のほうは、提出されている財政の概況に関連して何点かお聞きしたいと思います。この資料には、平成10年度から19年度ということで、10年間の推移があるわけですが、まず財政規模からいくと200億円を超える減少ということで、この10年間で大変大きな動きがあったというふうに思っております。

財政規模減少の主な内容と要因について

まず、この財政規模に関して、減少傾向の主な内容と要因について、簡単に結構ですので、説明してください。

（財政）財政課長

財政規模、決算規模についての主な内容、要因について説明します。

まず、1点目でございますが、歳入のほうで、市税等が減少したということが挙げられると思います。それと交付税が平成16年度以降、大きく減少したということが挙げられるのではないかと思います。

それから、歳出のほうでございますが、そういうことも反映しまして、人件費等を削減せざるを得なかった、人件費等が減少したということがございますし、あるいは厳しい財政状況を反映いたしまして、普通建設事業費を大きく減少させたということがあると思います。

高橋委員

後でまた詳しく聞きますけれども、市税については先ほども議論があったように、大幅な減少と、それから個人市民税についてはプラスになったわけですが、ほかと比べてプラスマイナスがあまりなかったのかという感じがしております。

臨時財政対策債について

そこで、財政の概況の6ページに地方交付税の推移が載っております。やはり財源として、市税と地方交付税が大きな割合を占めているというふうに思います。両方を足したら6割を超えていると思いますけれども、今、財政課長

が御答弁をされたように、交付税がどんどん減っているということが非常に大きな問題かというふうに思っているわけですが、気になるのは、この平成13年度から始まっている臨時財政対策債という制度です。まずこれについて説明をお願いしたいと思います。

（財政）財政課長

国におきまして、交付税の財源といたしましては、国税 5 税となりますが、その交付税特別会計等の予算が非常に厳しくなったということで、交付税から起債に振り替えて措置されたものでございます。

高橋委員

ちょっとわからないので教えてほしいのですけれども、この臨時財政対策債の金額は、毎年どのように決められているのか、その内容を教えてほしいと思います。

（財政）財政課長

ただいま答弁をしましたとおり、国の交付税予算の関係で決められるものですが、小樽市がし意的に起債ということで、これだけ借りたい、あるいはこれだけ借るとか、そういうものではございません。自動的に決まるといいますか、国税予算との絡みの中で決まってくるものでございまして、交付税の振替ということで、起債でございますけれども、後年度、元利償還金としまして100パーセント交付税措置される、こういうようなものでございます。

高橋委員

今説明のあったことがこの6ページの下に書いてあるわけですが、その後の年度のということは、翌年度の交付税に反映されるということですか。

（「翌年度以降です」と呼ぶ者あり）

以降ですか。いつになるかわからない。その辺がちょっとわからないのです。

（財政）財政課長

償還期間がたぶん15年の3年据置き、あるいは20年の3年据置きという形だと思いますけれども、その償還期間、例えば10億円借りたら10億円を15年、20年かけて償還します。その償還費に対して交付税が算入されるという形になります。

高橋委員

ということは、ざっと計算すると今まで110億円ぐらいかというふうに思うのですけれども、この元金については、その償還に見合った額を国が見てくれるということですか。

（財政）財政課長

元金の分と利息分です。すべて国が見てくれます。

高橋委員

利息分もですか。わかりました。

性質別決算について

次に、性質別決算を確認したいと思いますけれども、8ページに載っております。この普通建設事業費と、それから繰出金、公債費、扶助費、人件費、この5点について、平成10年度と19年度の比較でお願いしたいと思います。

（財政）財政課長

まず、普通建設事業費でございますが、平成19年度が10億5,400万円と、10年度と比較しまして85億4,600万円の減少、繰出金につきましては、19年度が87億5,600万円で、10年度よりも13億2,100万円の増加、公債費につきましては19年度が80億5,500万円で、10年度と比較しまして17億800万円の増加、扶助費につきましては19年度が144億5,700万円で、10年度と比較しまして14億7,500万円の増加、最後、人件費につきましては19年度が107億8,300万円で10年度と比較しまして33億2,500万円の減少でございます。

高橋委員

今御答弁があったように、普通建設事業費は85億円も減っているという状況です。率でいくと9割がなくなってしまうという状況かと思えます。減ったのはこの普通建設事業費の大幅な減少と人件費、それ以外はすべて増えているというふうに言えると思えます。この中で、繰出金について若干説明をお願いしたいと思います。病院事業会計については繰出し基準が明確になっておりますので、下水道事業会計と介護保険事業特別会計、国民健康保険事業特別会計の3点について繰出し基準がどういふふうになっているのか説明をお願いします。

（財政）財政課長

まず公営企業については病院、下水道、それから水道、そういうものを含めまして、毎年総務省のほうから繰出し基準という形で示されております。そのうち、そういう形の中で一般会計が本来負担すべきものなどを定め、料金にはあまり反映しにくいものを一般会計のほうで持ち出すことを決めているのが、繰出し基準の趣旨でございます。

まず、下水道事業会計につきましては、平成19年度に17億3,600万円の繰出金を出してありまして、そのうちほとんどが繰出し基準の中ですが、下水道料金の減免分などで3,500万円程度の繰出し基準外のものがございます。

次に、介護保険事業特別会計につきましては、他の公営企業のように繰出し基準というものはございません。そういう通知はございません。その中で、介護保険事業特別会計には、19年度で16億8,900万円程度出しておりますが、そのうち介護保険法で定められているものが14億6,300万円程度、あとの残りは、事務費分とか、その他でございます。全額一般会計で負担すべきものというような形で考えております。

あと、国民健康保険事業特別会計でございますが、これは先ほど言いました下水道とか上水道とかの繰出し基準のほかに、独自の繰出し基準というものが示されております。国民健康保険事業特別会計につきましては、全部繰出し基準内でございます。14億5,100万円程度出しておりますが、国民健康保険法に基づくものが11億8,400万円で、その他が2億3,700万円程度でございます。

高橋委員

そうすると、今の御説明では大体基準プラスちょっとぐらいということで、大幅に基準外で繰り出しているものはないと、病院以外はそういうことだということですね、わかりました。なぜこれを聞いたかということ、財政部長が先ほど言われていましたけれども、歳出のほうで切り崩すものは、もうほとんどないのだという状況でお話を聞いていました。繰出しについても、もう病院以外はそういう状況だというふうに考えてよろしいですか。

財政部長

他会計への繰出しですけれども、国民健康保険、介護保険のようないわゆる医療保険関係は、ルールの一般会計が負担すべきものと決められておりますので、それに基づいて出しておりますし、今ありました下水道、水道、それらの企業会計につきましても、繰出し基準に基づいて基本的には出しておりますので、これらのものについては、それを一律こちらの財政事情で削るとかということではないというふうに思います。

高橋委員

赤字の圧縮について

もう一点、先ほども出ていましたけれども、確認をしたいと思えます。平成19年度決算で、財源不足が約3.3億円あったわけですが、これについては財源不足の手だてとして、どのぐらい圧縮できたのかというか、手だてができたのかというふうにとらえたらよろしいですか。

財政部長

単年度の赤字でさらに若干増えたのですけれども、先ほど来からの繰り返しになりますけれども、確かに当初予算で想定をしておりましたときより、平成19年度の歳入では、税と交付税のウエートがやはり大きかったと思います。そのため若干ですけれども、単年度収支が、ずれざるを得ない状況になったというふうに思います。

高橋委員

要するに、この3.3億円の穴埋めはなかなか厳しかったというらえ方でよろしいですね。それから考えると、平成20年度についても、19年度の決算ベースで考えると、2億円程度の財源不足をどうするかというのが大変大きなテーマというふうに思います。それで、昨年度の例からいくと、なかなかそれを埋めるだけの新しい材料がないというふうに思うわけですが、この点について財政部としてはどのように考えていますか。

財政部長

単年度収支は、平成19年度の状況を引き継いでおりますし、20年度でも普通交付税が若干予算割れをしたというのは説明してきたところなのですけれども、状況として大変厳しいというのは認識いたしております。ただ昨年度と若干違いますのは、ある程度、財政健全化計画の見直しの中で、市税を下げてといたしますか、かために見る努力をしたつもりではあります。それが昨年度ほどの決算とのかい離というものが市税のほうでないとすれば、その分では多少状況は違うのかという気はしておりますけれども、ただ20年度の決算から財政健全化法の基準が新たに変わってくることもありますし、何としてもやはり単年度収支は、黒字に持っていきたいと思っています。歳入の予算の確保と歳出の節減しかありませんけれども、毎年度の、先ほどからお話がありますように、一定程度の不用額も出てくると思いますので、それらも合わせて何とかクリアをしていきたいというふうには思っております。

高橋委員

来年度の予算編成に向けて

最後に、決算特別委員会なのですけれども、平成19年度の決算ベースから考えられている、今後の予算編成というのは非常に厳しいかというふうに思っております。来年度の話になるとまだ非常に早いわけですが、今後この入りの部分が非常に不確定な内容ですが、ある程度厳しい予算編成というのですか、考え方を改めていかなければ、私は来年度、この決算ベースからいくとやはり厳しいかというふうに思っています。ですから、今までと同じような延長線上ではなくて、ある程度変えるところは変えるという、英断的な考えが必要かというふうに思うわけですが、最後に市長にこれを聞いて質問を終わりたいと思います。

市長

来年度の予算編成に向けてということですが、今年度の交付税で予算割れを起こしたのが、道内主要10市の中で小樽を入れて5市なのです。これが大体、理由を聞きましたら、過大見積りだということなのです。本日も結局2億数千万円の過大見積りであったわけです。昨年度よりも額は増えましたけれども、予算割れをしている。ですから、来年度から予算割れを起こさない、ほぼ交付額と同じような額の算定をどうしていくか。今年度は2億数千万円ですが、仮に来年度も同じぐらい減りますという話になったら、たぶんこれはもう予算編成ができないといいますが、それこそ市民サービスをカットしていかざるを得ないのではないか、そこまで厳しさがあるだろうというふうに、私は思っています。

ですから、来年度の予算編成に当たっての歳入の見積り、相当厳しくやらざるを得ないだろうと思っていますので、これは今からも話をしていきますし、それから先ほどもお話がありましたけれども、税外収入の部分でも、相当力を入れて徴収に努力をしなければ、ますます増えていく可能性もありますので、とにかく入りの部分で相当きちんとした見積りをする、あるいはまた徴収を強化するという体制をとっていきたいというふうに思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時23分

再開 午後 3 時40分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行します。

民主党・市民連合。

佐々木委員

私は、平成20年第3回定例会の一般質問で、小樽市の財政についてどのように分析し、特徴づけて市民に対して説明をしていったのかと聞きました。御答弁では、「広報おたるや市のホームページでお知らせをしていますが、このたび新たに地方財政健全化法に基づく四つの健全化判断比率と資金不足比率についても公表していくことになりましたので、それらも含めて今後とも公表する資料には、さらに工夫を加えながら、市民への説明責任を果たしてまいりたい」とのことでした。

それで広報おたる10月号で、「平成19年度決算報告」という形で載りました。今回の決算報告については、先ほど言いましたように、よくできているというふうに思います。限られたスペースの中での盛りつけですから、そういうことで評価をしつつ、これを見た市民の皆さんが、いろいろな角度から疑問や問題点が出てくるのかというふうに思いますので、この報告に基づいて、私のほうで補強する観点といたしますか、聞きただしておく点と、そのような意味で質問をさせていただきます。

市税の収入額の推移について

まず、「平成19年度決算報告」の「19年度を振り返って」では、4年連続の赤字決算となったことの要因だとか、そういうものについては触れて書いてあります。それでさらに、「19年度決算の内訳」で一般会計、それから特別会計等々も含めて、非常に厳しい状況だということを訴えているわけですが、その中の一般会計の部分で、歳入歳出の差額は12億9,659万円、単年度収支はマイナス1億1,258万円というふうに見出しがありますけれども、その中に歳入と歳出にかかわって内訳が書いてあります。その部分で私が取り上げたいのは、小樽の財政は自主財源が少なく、依存財源に頼っているということで、その特徴的なものは、自主財源における市税の関係です。市税の関係のところでは、1人当たりの金額が出ていますけれども、私のほうで尋ねたいのは、まず1点目、先ほどもお話がありましたけれども、市税収入の推移についてお知らせください。決算カード、こういう資料には15年度から記述されていますから、そこからの部分で今年度までの市税収入の推移についてお知らせください。

（財政）納税課長

市税の収入額ですけれども、平成15年度が149億5,702万円、16年度が145億3,398万円、17年度が146億2,889万円、18年度が144億1,781万円、19年度が150億9,770万円となっております。

佐々木委員

今年度の収入額が増えています。要因は何ですか。

（財政）税務長

各税目がいろいろあるのですが、一番大きな要因というのは、税源移譲にかかわって、所得税から住民税への移譲があったということで、個人市民税が一律6パーセントになったということもありまして、その部分で10億8,000万円ほど増えておりますので、それが一番の大きな要因だと思っております。

佐々木委員

それで先ほどの御答弁は収入額でしたが、収入率の推移はどうですか。

（財政）納税課長

平成15年度が85.2パーセント、16年度が82.6パーセント、17年度が81.7パーセント、18年度が80.9パーセント、19年度が80.7パーセントとなっております。

佐々木委員

ここのところがやはり問題なのだというふうに思います。収入率が、微妙であるけれども下がっていく傾向に行っているのだろうということで、この先上がっていくということはなかなか難しいのかというふうに思いますけれども、収入率の下降している原因とその対策について尋ねます。

（財政）税務長

今納税課長が答弁しました収入率は、現年度分と過年度分を合わせての数字でございます。現年度分について答弁をさせていただきますけれども、平成15年度が93.6パーセント、16年度が93.9パーセント、17年度が93.5パーセント、18年度が94.1パーセント、19年度は94.0パーセントです。金額が減っているとはいいいましても、収入率につきましてはほぼ平均並みになっております。ただし滞納繰越分につきましては、15年度が23.6パーセント、16年度が13.4パーセント、17年度が18.2パーセント、18年度が17.4パーセント、19年度が15.4パーセント、総体的に先ほど納税課長が答弁したように、下がっているということがありますので、我々としては、まず次年度に繰り越さないように、現年度分は確実に昨年度並みの収入率の確保を目指すということと、滞納繰越分につきましては、いろいろな社会情勢等がありまして、なかなか納めづらい方が増えてきております。そういう部分につきましても、何度も繰り返しになりますけれども、いろいろな手段を通して収入率の確保に努めてまいりたいと考えております。

佐々木委員

地方交付税の推移について

それでは、自主財源の市税の関係から変えまして、問題の地方交付税の関係です。まず、地方交付税の額の推移をちょっとお知らせください。

（財政）財政課長

地方交付税の推移でございますが、特別交付税と普通交付税を合わせた額で、平成15年度が162億936万円、16年度が156億8,989万円、17年度が157億7,728万円、18年度が154億936万円、19年度が147億8,783万円でございます。

佐々木委員

この推移を財政部のほうではどういうふうに受けとめていますか。

（財政）財政課長

平成16年度から始まった三位一体の改革等により、非常に大きな削減がなされてきたものと考えております。

佐々木委員

それで平成19年度に地方交付税の算定方法が変更になりましたよね。その変更になったものと、市の財政への影響についてお知らせください。

（財政）財政課長

平成19年度から、新型交付税という形で、交付税の算定方法というか枠組みが変わりました。この新型交付税のそもそもの話なのですが、交付税の算定が非常に複雑だということで、算定方法を抜本的に簡素化しようではないかということで、人口と面積を基本とした簡素な算定方法という形に変わりました。それで、その算定方法なのですが、基準財政需要額が269億円ぐらいありますけれども、そのうちの32億円が新型交付税という形で算定になりました。全体にして12パーセント程度でございます。平成16年度以降交付税は非常に減少していましたが、この新型交付税を取り入れたことによるのみ、あるいは新型交付税がその減少に大きな要因となったということは、現在では考えておりません。

佐々木委員

そうすると、この新型交付税はこの後も続くのですか。

（財政）財政課長

平成20年度におきましても、31億円程度の基準財政需要額が、このような形で算定されております。

佐々木委員

わかりました。それで、地方交付税の問題は、先ほどからも言っていますように、これの成り行きが結局小樽市の財政にとって大きな影響を及ぼすということですから、この先も十分国に対しての要望という、先ほどの話もありましたけれども、この辺のところの具体的な対策についてお尋ねします。

財政部長

普通交付税の算定内容の変更要望なのですが、これは毎年度、全国市長会あるいは知事会などでたくさん上げておりました。毎年度その項目というのは数十項目ございます。細かいものからたくさんあるのですけれども、その中で話をこれまでもさせていただきましたけれども、平成19年度の小樽市で言えば、個人市民税の所得割ということについて、非常に実態と算定にかい離がありました。満足するものではありませんけれども、一部それが改善の方向に向かっておりますので、私どもとしては、他団体の状況などもよく見させていただいて、共通的な項目として検討すべきものと考えられるものについては、これからも強く国に対してその変更を求めていきたいというふうには思っております。

佐々木委員

不用額の推移について

では、質問を変えます。今度、歳出のほうでは、554億1,949万円で1人当たり40万2,486円とあります。このところで私が気になるのは、先ほども出ました不用額の問題です。不用額が出ないような状況になるのではないかとというような話がありますけれども、まず不用額の推移を聞かせていただきたいと思います。

（財政）中田主幹

一般会計の平成15年度以降の不用額の推移でございますけれども、15年度の不用額は19億7,200万円、16年度が18億4,600万円、17年度が14億4,200万円、18年度が18億1,300万円、19年度が15億6,000万円ということになっていまして、最終予算に対する割合ですけれども、大体2パーセントから3パーセントの間ぐらいを推移してございます。

佐々木委員

2パーセントから3パーセントの間で推移しているわけですがけれども、先ほどは目標数値とのかい離という形の御質問がありましたけれども、支出の性質別も含めて、今年度の不用額の特徴はどうか。

（財政）中田主幹

歳出の目的別の予算科目で大きなものを答弁いたしますけれども、民生費の不用額が4億9,800万円ほどございます。その内訳は、生活保護の扶助費が1億900万円ほど、重度心身障害者の医療費助成制度に係るものが7,900万円ほど、介護保険事業特別会計への繰出金が6,800万円ほど、あと衛生費が1億1,500万円ほどの不用額が出てございます。これにつきましては、老人保健事業特別会計への繰出金が4,500万円となっております。あと1億円以上の不用額が出た予算科目といたしましては、商工費が3億1,000万円ほどございまして、これにつきましては、中小企業への貸付金が3億600万円ほど不用になった部分でございます。それとあとは、土木費で2億8,300万円ほど不用額が出ておまして、これにつきましては、港湾整備事業特別会計への繰出金が7,800万円ほど、それと土木費に係る共同住宅なりバリアフリーの貸付金で、3,100万円ほどの不用額が出ている状況でございます。

佐々木委員

大きく言うと、商工費、民生費、衛生費、それから土木費ですが、これは例年そういう傾向になっていきますか。

（財政）中田主幹

ほぼ例年そういうような状況になってございます。その理由でございますけれども、まず今答弁しました内容で大きいのは貸付金でございます。貸付金につきましては、当初に予算措置をする場合にもきちんと見積もるのですけれども、なかなか1件当たりの貸付金の金額が大きかったりするので、1件がなくなれば不用額もかなり大きいというような要因が考えられると思います。それともう一つが扶助費関係の生活保護費で、これはもともと予算額

自体が80億円以上の事業でございますので、例えばその1パーセントでも、0.1パーセントでも見積りがずれば、金額としては大きくなっていくというような状況です。あと先ほど答弁をした医療関係の繰出金についても利用によって大きく増減するものですから、どうしても不用額が出やすいという状況になってございます。

佐々木委員

わかりました。それでは質問を移します。

健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の状況が広報に載っていますが、この健全化判断比率が提示された背景と目的について、あらかじめ確認したいと思います。

（財政）財政課長

この法律は、昨年6月に制定されました。委員が御指摘の背景といたしましては、当時の衆議院の総務委員会のやりとりなどを見ますと、総務大臣が、地方財源の状況というのは非常になかなかわかりにくいということで、もっと透明化すべきだということ、また、これから地方分権が進んでいく中で、財政規律というものをしっかり確立していく必要があるだろう。そして昭和30年にできた地方財政再建促進特別措置法というのがありますけれども、これを約50年ぶりに見直して、財政指標の整備とか、その開示の徹底、財政の早期健全化や再生のための新しい制度を整備する必要があるというようなことを言っております。また、この法律の目的といたしましては、地方公共団体が毎年度実質的な赤字ですとか、あるいは公社、第三セクターなどを含めた実質的な将来負担となるような、こうした指標を議会に報告し、公表する仕組みを設けること。また、それが一定程度の基準を超えれば、議会の議決を経て財政健全化計画が策定されること。さらに外部監査を求めること。こういうものを義務づけることと発言されたところでございます。

佐々木委員

今、背景と目的についてお話をいただきましたけれども、市のほうとしての受止めはどうか。

財政部長

直近では夕張問題というのがありまして、やはり各自治体の財政状況がなかなか見えにくいということで、ずっと国サイドでも検討がなされているところでありまして、今答弁をしましたような背景と目的で設けられた制度です。一つは、私どもとしても、将来負担を含めて、全会計の状況をまず公表させていただいて、市民の皆さんに見ていただく。もう一つは、国のほうでイエローカードとレッドカードの早期健全化基準と財政再生基準を設けたという話、このことがやはり大きいのだろーと思っております。そういう意味におきましては、これからの財政運営も今までのようないわゆる財政指標とは別に、非常に意味を持つといえますか、わかりやすい指標ができたのではないかと考えておりますし、またイエローカード、いわゆる健全化基準を超さないように、何としてもこれからの財政運営を行っていかねばならないというふうには思っております。

佐々木委員

それでは具体的に、それを押さえて質問させてください。

広報おたる10月号の中には、いろいろな用語の説明として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率、早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準とかが書いてあります。その中で出てくる標準財政規模は前にもお聞きして、いろいろとやりとりをしているのですが、小樽の標準財政規模の推移をお尋ねします。

（財政）財政課長

標準財政規模についてでございますが、標準財政規模というのは地方財政上の用語でございます、おおむね地方公共団体が標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもの、こう言っても抽象的でちょっとわかりにくいかと思っておりますけれども、おおむね地方税と普通交付税、それに現在でありましたら臨時財政



対策債の発行額を足した額が標準財政規模に匹敵する額というふうに言われております。それで、その推移でございますが、平成15年度で314億3,200万円、16年度で313億8,800万円、17年度で311億4,000万円、18年度で310億4,000万円、19年度で306億7,100万円でございます。

佐々木委員

ここの解説がないので、健全化判断比率を出すときに分母になってくる標準財政規模は、19年度が306億円ですね。いっとき、これの2割を一つの目安にして、だから小樽の場合は60億円をボーダーラインにしてやったけれども、先ほどお話があったように、今は健全化比率がしっかりと定められている。以前の2割という部分は、これは今はないということで押さえておきます。それで、一つ確かめておきたいと思います。まず、広報おたるの中にも出ていますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、そして将来負担比率と四つあります。実質赤字比率は、現在4.06パーセントとなっていますけれども、これが早期健全化基準を7.66ポイント下回っているというふうに読み取れます。健全な財政運営のためには、一般会計において実質収支が黒字というのが目標だというふうに押さえますけれども、そのための具体的な対策といえますか、取組はどうですか。

（財政）財政課長

一般会計等における早期健全化基準が11.72パーセントということで、小樽の場合は実質赤字比率が4.06パーセントになっておりまして、7.66ポイント下回っております。この早期健全化基準を下回っているからといって、これが健全な姿かといえば、委員が御指摘のとおり黒字になるのが健全な姿でございます。この具体的な取組でございますが、歳入では、国からの依存財源である交付税を復元してもらうように一生懸命要望していく、これが一つ、あと税と税外収入を確保する対策を一生懸命やっていく。歳出につきましては経費の縮減努力、あるいは無駄な経費を執行していないかというような点検等々がございまして、そういうことを地道に進めていく、これ以外ないよう考えております。

佐々木委員

次に、連結実質赤字比率は16.12パーセントと確認したところです。この連結実質赤字比率の早期健全化基準は16.72パーセントであったと思うのです。それを若干下回っているということですが、予断を許さないというか、本当に微妙なところに来ているというふうに思うところです。微妙なところがありますけれども、これのさらに改善に向けての対策といえますか、これについてはどうですか。

（財政）財政課長

連結実質赤字比率でございますが、この比率は一般会計だけではなく、病院事業会計、下水道事業会計、あるいは国民健康保険事業特別会計など、全会計をひくくめるための比率でございます。本市におきましては、皆さんも御承知のとおり一般会計もそうでございますが、国民健康保険事業特別会計あるいは病院事業会計で大きな赤字を持っております。こういう赤字を地道に一つ一つ解決していくことが、この連結実質赤字比率を引き下げていく具体的な努力、姿勢になってくるというふうに考えております。

佐々木委員

次に、実質公債費比率は16.4パーセントというふうに確認したところです。この実質公債費比率というのは、平成17年度から19年度の平均というふうには押さえる。そうすると、ここの早期健全化基準を見ますと、8.6ポイント下回っているということになりますけれども、前のやりとりで確認したところですが、この実質公債費比率が18パーセント以上になると、地方債の発行が許可制になるということで受け止めているのですけれども、まずそのところをお願いします。

（財政）財政課長

今回いわゆる地方財政健全化法というものができまして、早期健全化基準が25パーセントという形で出ています。別に地方財政法というものがございまして、今、原則は協議制なのですが、その枠組みの中で起債許可基

準というのがございまして、それが18パーセントとなっております。

佐々木委員

一般に実質公債費比率が高くなると、弾力的な財政運営ができない、支障を来すと、こういうふうに言われています。そういうことからすれば、低く抑えるための具体的な努力とありますが、そういう面についてはどう考えていますか。

（財政）財政課長

実質公債費比率につきましては、過去からの借金でございますので、いきなりぐんと引き下げるといような特効薬的なものはございません。ただ、もう既に実施しておりますが、平成19年度から高金利の公的資金の借換え、あるいは建設事業の厳選による起債発行の抑制、こういったものが実質公債費比率の抑制に当たる具体的な対策になると考えております。

佐々木委員

四つ目が将来負担比率の関係です。広報おたるに公表されていますけれども、平成19年度決算時点における将来負担比率は149.8パーセント、早期健全化基準が350.0パーセントのため、比較すると200.2ポイント下回っているということで喜んではいられないのではないかというふうに思うのです。先ほどお話に出ていましたけれども、将来負担比率が高くなると、これもまた将来の財政運営の硬直化を招くという形になるのだろう。それで、そうならないための具体的な施策とありますが、それはどうでしょうか。

（財政）財政課長

将来負担比率についてでございますが、これは委員が御指摘のとおり現時点の、要するにフローの指標ではなく、ストックの指標として考えられるものですから、今200ポイント程度下回っておりますけれども、この指標は幾らが健全かというのは言えませんが、いずれにしても、次の世代によりよい財政環境を引き継ぐということは、私たちの使命だというふうに考えております。それで、この将来負担比率でございますが、地方債の借金のほかに、債務負担行為とか、それから一部事務組合の負担金あるいは第三セクターの損失補償とかも入っております。ですから、そういうものが高くならないような形で健全なる財政を運営していくことが必要ではないかというふうに考えております。

佐々木委員

病院事業会計について

最後に資金不足比率のところ、病院事業会計が41.7パーセント、経営健全化基準が20.0パーセントです。企業会計では病院だけが超えていますので、それに絞って質問していきます。まず、平成19年度の病院事業会計の決算概況について、まず説明をお願いしたいと思います。

（樽病）総務課長

病院事業会計の平成19年度の概況についてであります。損益収支について説明いたします。収益につきましては、入院患者数が14万7,305名、1日平均403名となりまして、残念ながら18年度から47名減少している状況であります。外来患者数につきましては20万5,876名、1日平均840名となりまして、前年度比で53名減少している状況にあります。しかし、1日当たりの平均単価につきましては、入院につきましては4,500円ほど、外来につきましては1,000円ほど増加しており、入院外来収益の増加により、また一般会計からの繰入れの増加により、対前年度比5.5パーセント増の100億7,277万6,000円となり、費用につきましては、給与費及び経費の減少というふうになりまして、対前年度比1.3パーセント減、100億2,645万4,000円となりまして、4,632万円ほどの純利益を生じている状況になります。

佐々木委員

それでは次に、病院事業会計の年度末資金過不足のところ、表によりまして37億8,530万円となっておりますけれ

ども、この数字で間違いありませんか。変更はありませんか。

（樽病）総務課長

広報おたるに載っております企業会計の年度末資金過不足額37億8,530万円といえますのは、平成18年度に処理をいたしました、いわゆる44億円の不良債務を、18年度末から比較いたしまして5億3,400万円ほど改善いたしまして、その結果が37億8,530万円となっているものであります。

佐々木委員

それでは、その数字に立って、病院事業会計で、資金不足比率が41.7パーセントとなりましたが、この資金過不足額とあわせて、その内容を説明してください。

（樽病）総務課長

健全化法上の資金不足額についてであります。ただいま説明しました不良債務の37億8,530万円という数字から、解消可能資金不足額1億9,120万円、約2億円になりますが、これを差し引いた35億9,409万8,000円が健全化法上の資金不足となります。これを平成19年度の医業収益86億360万3,000円で割り返しますと、比率が41.7パーセントということになりまして、基準で示された20パーセントを21.7ポイント上回る状況となります。

佐々木委員

先ほども確かめたのですけれども、この表では年度末資金過不足額37億8,530万円は、今言ったように35億円というふうに書いたほうがいいですか。

（樽病）事務局次長

37億8,530万円と35億円の約2億円の違いですが、これは先ほど小樽病院総務課長が答弁しました解消可能資金不足額といひまして、建物を建てたり医療機器を買った場合に、一つは起債を借りてそれを償還します。それと減価償却をする。減価償却の期間のほうが起債の償還より長くなっておりまして、それで減価償却費より早く起債を返すこととなりますので、この差額を計算して、病院の場合約2億円の差額があって、それは健全化法上は不良債務から差し引くことができるということでございます。

佐々木委員

そうすると、41.7パーセント、35億9,409万8,000円の解消についてですけれども、経営健全化基準の20パーセントをクリアするというか、これに向けてどのような対応、対策をとっていかれるのかお聞きします。

（樽病）総務課長

35億9,409万8,000円の資金不足額の解消についてですが、まずこれについては、流動負債であります一時借入金の額の減少が一つ重要であるというふう考えております。また、御存じのように、現在、公立病院特例債の導入に向け協議を進めており、本市は18億8,000万円を予定していますが、これが認められた場合、不良債務の額からこの額が控除されるということになりますので、平成20年度において、19年度並みの事業収益があった場合については、経営健全化基準の20パーセントは下回ることが可能であるというふう考えております。

佐々木委員

それで平成20年度の財政運営に向けてのくだりが広報おたるには書いてあります。「小樽市の財政は今まさに正念場。『財政再建』はどうしても乗り越えなければならない最優先課題です。本年3月に見直しを行った『財政健全化計画』に基づき、一層強力に取り組みます」というふうな表現になっていますけれども、市長にこの辺のところの受止めについてお尋ねします。

市長

今、財政健全化計画をつくりまして、それに基づいて強力に進めていますけれども、やはり何といたっても予定どおりにいかないといひますが、見込みどおりにいかない部分があります。この部分をどうしていくかということが課題でありまして、入りの部分での不足額をどう解消していくか、さらに出の部分ではどう歳出を切り詰めていく

かと、ここの部分が一番大きい課題ですから、この部分を全職員一丸となって取り組んで計画どおり進めていきたいと、これが最大の一番の目標だと思っています。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

-----  
成田（祐）委員

総合博物館について

決算説明書を基にお伺いしたいと思います。まず、56ページなのですが、総合博物館使用料の予算現額は5,288万7,000円としていましたが、実際の収入は1,821万4,531円と予算現額と比較し3,000万円以上の開き、およそ3分の1の収入となってしまったのですが、この見込み違いについてどのような理由をお考えになっているのでしょうか。

（教育）総合博物館副館長

いろいろな要因が考えられると思いますけれども、まず大きな要因の一つとして考えられるのが、開館に向けた宣伝PR活動が十分に展開できていなかった。それによって市外からの有料入館者をあまり確保できていなかったことが言えるのではないかと考えております。

また、総合博物館としましては、生涯学習社会における教育機関として、たくさんの市民の皆さん、それから多くの子供たちに利用しやすいようにということで、小中学生の児童・生徒は無料にしておりますし、また本館と分館がございますけれども、両方御利用いただけます共通入館券ですとか、また年間パスポートといった市民の皆さんが利用しやすいようなことをいろいろと考えてまいりました。

その結果、市民を含めた利用者の数としては、それなりの数を得ることができたというふうに考えておりますけれども、博物館、科学館と交通記念館の3館が統合されたという、そういった全く新しい取組の中で、どういった利用者数を予想していくのかということと、新博物館開設準備室のときには各館のいろいろなデータを基にして、7月半ばからのオープンということで、丸々1年ではないのですけれども、新しくオープンすればメディアによるいろいろなPRもありますし、そういった効果も含めながら、ある程度の予想の数値を上げていたという次第でございます。

結果として、歳入が非常に下回ってしまったという部分は、例えば運河館、もとの博物館の場合、大人と子供の入館者の割合というのが、子供が1だとすると大人が2以上という割合であります。こういったところを基本に考えていたところが、特に手宮の本館のほうは逆の現象になっておりまして、子供のほうが2で、大人が1という状態になっております。ですから、入館者的には大変恵まれたのですけれども、結果として歳入が少なくなってしまったという事態になったのだというふうに考えております。

成田（祐）委員

子供のほうが多くなってしまったということで、小学生、中学生は入館料がかからないのですよね。そういった部分で、やはり子供向けの何かイベントというのは、総合博物館の職員がいろいろ企画をし、非常に頻繁によくされていると思うのです。逆に言いかえると、大人の興味を引きつけるための部分がやはり足りなかったのかとも思うのです。子供への教育的な部分もあるので、実際その入館料うんぬんだけではないと思うのですけれども、ただ、やはりそういった部分でこれから大人向けの何かそういったソフトづくりというのはされたり検討されたりしているのでしょうか。

（教育）総合博物館主幹

今、委員の御質問にあります一般向けの講座ということで、旧博物館で行っていたものをベースに今年度は展開をしてみたいです。ただ、それなりの応募者数をいただいているのですが、数の面でいきますと、一つの講座

の定員が30名とか40名とか、そういったものが多く、数を稼ぐという意味では必ずしも効果のあるものとは言えなかったのかもしれませんが。そこで、来年度に向けましては、もう一つそういった、広く一般の方が参加できるような講座を考えていきたいと思えます。

それからもう一つ、企画展、特別展を行っておりまして、特別展のPRにももう少し力を入れてまいりたいと思っております。特別展は一般の方向けという設定で行っているものが多いので、それで一般の来館者を本館のほうに誘導できればというふうを考えております。

成田（祐）委員

そういう部分で、ひとつ子供だけではなくて、ある意味、旧交通記念館を利用して、観光施設の一つというぐらいまで位置づけたいという意気込みがあると思うので、ぜひ新しい取組と、また大人の方を満足させられるような、リピーターをつくれるような取組をこれからもお願いしたいと思えます。

今度は総合博物館の歳出の部分についてお伺いしたいと思うのですが、209ページなのですが、この部分で、約1,821万円の収入に対して歳出が約6,793万円と、5,000万円近い赤字になっているわけです。これに職員給与費を入れると、さらに1億円が加わり1億4,900万円近い、この部分で負担が出ていると思うのですが、これについて、当然教育的な面というものもあると思うのですが、ほかの自治体と比べてこういった金額が出るということに関しては、どのようにお考えでしょうか。

（教育）総合博物館副館長

まず、歳出分を歳入で何とか確保していくというような意識で、私どもも頑張っているところではございますけれども、現実的には大変厳しいものを感じている次第でございます。単純に歳入と歳出と、さらにこれに職員の給与ということになってまいりますと、独立採算という考え方になるのかと思いますが、実際には博物館がそういう形で運営していくと大変厳しいことがございます。また、株式会社小樽交通記念館が運営できていかなかったという部分というの、そういうことが言えるのかと思えます。

道内の主要な博物館で、歳入と歳出のバランスということでその比率を考えますと、おおむね歳出に対しての歳入が1パーセント台のところが多くございます。特にとりわけ市立函館博物館の数値が非常に高く、40パーセントを出しているということなのですが、当館も以前の小樽市博物館の時代ですと40パーセントほどとなります。現在はこれでも26パーセントほどということで、全道の他館と比較いたしますと、それでもかなりの割合で歳入を上げていると言えるかというふうに思えます。

成田（祐）委員

独立採算でやるというのは、非常に大変とは思いますが、ほかの自治体が1パーセントで小樽市が高いからいいというふうに満足せず、これからも大人向けの取組も含めて、ぜひ頑張ってくださいと思います。特に子供向けのイベントは本当に利用されていて、その力があると思うので、ぜひお願いしたいと思えます。

情報処理費について

続いて、情報処理費についてお伺いしたいと思います。115ページの情報処理費のところについて、この電算機等保守料の保守の対象機器というのを説明していただきたいと思えます。

（総務）情報システム課長

電算機等保守料の保守対象機器についての御質問でありますけれども、まず一番大きいのがホストコンピュータ、それから各サーバ類でございます。それからあとホストコンピュータ等を維持していくための空調機とか、あと事後処理機というのがあります。事後処理機といいますのは、コンピュータのほうから連続用紙が出てきまして、紙を裁断していく機械ですとか、紙を折ったりするというような機械がありますので、そちらのほうの保守料ということになります。それから、無停電装置といいまして、あまり長い時間は無理なのですが、コンピュータが停電になったときに終了する時間を稼ぐための装置がございます。主な対象機器については以上になっております。

成田（祐）委員

空調やサーバの保守等というふうにお伺いしましたが、この部分で、同じ項目の中に管理経費というので約485万円計上されているのですが、これについては、そういった空調とかそういったもの、保守等は抜きにして、別の部分での経費という観点だと思うのですけれども、この部分はどのようなふうに使われているのか、この保守料の部分と管理経費の区別がちょっとつかなかったので、その部分について御説明をお願いします。

（総務）情報システム課長

電算機等保守料と管理経費の違いでございますけれども、電算機等保守料というのは、電算関連の機器とか、ソフトウェアが正常に作動するように確認したり、調整したりするため、メンテナンス等で業者のほうに委託する経費になっております。それから、管理経費と申しますのは、主に情報システム課の組織を運営していくための事務的な経費ということで、例えば複写機の使用料とか、消耗品の購入など、こういうものの経費になります。

成田（祐）委員

続いて、情報化推進事業費というのがあり、約964万円計上されているのですが、これについての具体的な使用目的というのをお聞かせ願います。

（総務）情報システム課長

情報化推進事業費についてでございますけれども、これはその年によって違うのですけれども、平成19年度につきましては、主に各種のサーバとかネットワーク、パソコン、プリンタを新たに整備するための経費で、19年度につきましては、委託として、メールサーバの構築ということで660万円ほどの経費がかかっております。そのほか備品購入費として、パソコン9台、プリンタ3台、それからディスプレイ2台というふうになっております。そのほか修繕費として、主にパソコンが故障したときに、情報システム課の職員のほうで直してもどうしても手に負えないものについては外注に出しまして、修繕費がかかっております。そのほか消耗品として、例えばコンピュータをつなぐケーブルとかを購入しております。

成田（祐）委員

メールサーバで660万円という金額があったのですが、これはサーバそのものの本体が660万円ではなくて、システム構築とかにかかわる構築料とかでこれぐらいの金額になっているということですね。サーバだけだとちょっとあまりにも金額が大きすぎる、通常の10倍、20倍の値段になると思うので、これについての説明をお願いします。

（総務）情報システム課

660万円の内訳でございますけれども、機器とかそれにかかわるソフトに480万円程度。それから、これを構築するために、専門の業者をお願いしなければなりませんので、こちらの構築費用ということで180万円程度がかかっております。

成田（祐）委員

これについてはわかりました。

ホームページ運営経費について

次に、広報費のホームページ運営経費に移りたいと思います。これについては22万2,230円という経費がかかっているのですが、非常に少なく感じるのです。ここに関しては142万円8,000円もの広告料収入があるのに、運営経費にはこれしかかけてない。さすがに費用を投じて、もっとホームページのデザインを一新するといった必要があるのではないかと思うのです。観光都市宣言をしまして、やはり海外から検索して観光施設を見たりとかということもあると思うのです。海外からすると、インターネットというのは今一番の玄関口になると思うのです。そのページが今のデザインのままだと、やはり六、七年前ならともかく、ちょっと見た目には時代遅れのデザインになってきていると思うので、この部分に関して、これだけ広告料が入っているのであれば、もう少しインターネットやホームページのデザインや構築という部分にお金をかけるべきではないかと思うのですが、御見解をお願いします。

（総務）広報広聴課長

市のホームページについてのお尋ねでございますけれども、このホームページ運営経費につきましては22万2,230円と少額になっております。これにつきましては、サーバ使用料と光回線の回線利用料の二つだけでございまして、ほか外注や委託とか、そういうことはございませんので少額になってございます。

それから、ホームページのデザインが古いというお話なのですが、このページは平成16年6月にリニューアルしてございまして、それ以降変更はしてございません。御存じのとおり今あるホームページのトップページですが、それは真ん中に小樽市のイメージする写真、画像が載っておりまして、イメージ的にはいいものではないかと思っているのですが、ただこの画像にスペースを割いているものですから、利用者に提供する情報の部分がちょっととられている、そういう面もあると思います。

成田（祐）委員

おっしゃるとおり、いいかどうかというのは個人の好みもございまして、そういう部分については仕方ないのですけれども、ただ一つ言えることは、ボタンを何回もクリックしないと目的の情報にたどり着くまで、やはり時間がかかってしまうのです。観光にしても5回ぐらいクリックしてやっと情報が出てきたというような作りであると、やはり階層として非常に深いのと、見づらいという部分があると思うので、その部分の構築ということであれば、自力でもたぶんできることだと思っておりますので、そこをぜひ改善していただきたいということと、あと現在のホームページももう、平成16年に更新されたというのですけれども、極論を言ってしまうと、ホームページビルダーなどのソフトを使うとだれでもできるレベルのホームページなのです。フラッシュという絵が動いたり載ったり、あとはCGIというちょっとプログラミングが必要な部分があるのですけれども、そういったものが一切必要のない、正直ワープロを打てる方であれば、あとはつくって張りつけるだけという、難しくない作りなのです。

だから、そういうようなので、もう少しできればインターネットに関する広告がせっかく上がっているのであれば、その部分にデザイン等の見直しができるのなら、そちらのほうに費用を回していただきたいというのがあるのです。特に現在、企業もテレビのCM広告にお金を出さずに、インターネットを利用した広告にだんだん移ってきているという話なのです。テレビ局でよく制作費用がどんどん減っているというのは、そういう部分に移っているのもあると思うので、ぜひ小樽市においても、広報という部分であれば、インターネットのほうにももう少し強化していただきたいということがあるのと、あとはやはり観光都市宣言をしたので、中国語とか韓国語とか海外向けの言葉を入れた、市の行政的な内容を説明する部分には要らないと思うのですけれども、特に観光に関しては、いろいろな言葉を使った説明が必要だと思っております。

ところで、昨日テレビ東京をごらんになった方はいらっしゃいますか。いや、これは質問ではないのですけれども、日本に来る外国人観光客の1位と2位が韓国と中国だったのです。今、中国ですすがすごくはやっているという話なのです。今まで生ものを食べなかった中国で、今すすがすごいブームになってきている。そういったことを考えると、やはり小樽はせっかくすしが魅力というのもあるので、ぜひその部分の説明が必要だと。そして、その海外から見た日本の一番悪いところ、観光に対して悪いところという不満が言葉なのです。やはり観光振興室の職員とかに中国語を話せというような強要をしても大変だと思っておりますので、それであれば、やはりホームページで言葉だけ書いておいておくと、そういったような作業が今後必要になるのではないかと。ある意味印刷をすればもうそれ自体がガイドブック、小樽市のパンフレットだと思っておりますので、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。

保育所費について

次に、保育所費に移りたいと思っております。143ページの私立保育所運営費負担金（広域入所）と書いてある部分と、公立保育所広域入所負担金と書いてあるところで、延べ人数が50人と23人と書いてあるのですが、正直これを見てこれだけの人数が、小樽市外の地域の保育所等に入っていて、市がほかの地域の保育所にこれだけのお金を負担しているのかとちょっと疑問に思ったのですが、この部分に関する説明をお願いします。

（福祉）子育て支援課長

ただいまの広域入所の件でございますけれども、広域入所とは自治体をまたいで入所することをいうのですけれども、今、記載の内容について、まず私立保育所の延べ50人の内訳ですけれども、手稲の保育所に3人入っておりまして、12か月間入所しておりましたのと、それから余市の保育所に2人が7か月間入所していたのを合わせまして、延べ50人というふうになっております。次に、公立保育所分の延べ23人の内訳ですけれども、余市の保育所に1人が12か月間、もう一人が10か月間入所していたのと、苫小牧の保育所に1人が約1か月、これは里帰り出産の関係というふうに聞いておりますけれども、これらを合わせて延べ23人というふうに掲載しております。また、これに伴いまして、小樽市の負担額ですけれども、小樽市が市内の民間保育所に支出する経費と同様の算出方法で算出した額を、民間保育所分については、各保育所に運営費負担金として払います。また、公立保育所分については、自治体への負担金としてそれぞれ記載の金額を支出しています。

成田（祐）委員

最初延べ人数と書いてあったので、これは全体の人数なのかと思ったのですが、その月ごとの人数ということが今わかりました。ほかの地域に入所されている方というのは、これはどのような理由があってこういったふうな負担をするような仕組みになっているのでしょうか。

（福祉）子育て支援課長

恐らく自治体をまたいでということですから、小樽に住んでいらっしゃるのだけれども、勤務先などの関係で今回ですと余市や手稲の保育所に子供を預けているということだと思います。ただ、手稲のことで説明いたしますと、ここの保育所は、もともと数年前まで認可外保育所でありました。そのときから子供が入っていた。それが認可保育所になって、引き続きの取扱いになったというふうに聞いております。最近では札幌市内ですと、保育所はほとんどあきがない状態ですから、こういった特殊事情がない限りは、通常札幌市内の保育所に小樽の方が入ることは、非常に難しいというふうに考えております。

成田（祐）委員

よくわかりました。最初、延べ人数と書かれていて、これだけの人数がとってしまったので、今の御説明をお聞きすると理解できたので、この質問についてはこれで終わりたいと思います。

消防費について

続いて、190ページの消防費についてお伺いしたいと思います。ここに通信業務関係経費が464万7,595円と、通信運搬費869万7,449円と通信に関して二つの記述があり、どちらもかなり大きな金額であると思うのですが、これについて区別がちょっとつかないので、御説明をお願いします。

（消防）総務課長

通信業務関係経費につきましては、消防無線の関係経費で、その主なものにつきましては、通信指令施設の保守委託料が400万5,750円。そのほかに市内に毛無山、銭函、本部の3か所に中継基地局がありまして、そのアンテナの修理経費ということで、平成19年度につきましては、毛無山のアンテナを修理しており、その経費が39万6,750円。それとあと携帯無線機の電池のパック等の消耗品として23万2,944円となっております。

一方、通信運搬費につきましては、いわゆる有線電話、本部並びに所掌10か所で、電話につきましては30回線持っております。その回線の使用料で645万2,387円、そのほかに携帯電話17回線の使用料が60万5,210円。そのほかに電話の通話料の関係で48万984円。それとあと郵便切手14万1,000円。そのほかにパック関係で12万9,780円。したがって、通信業務関係経費につきましては、主に無線関係の経費、通信運搬費につきましては、いわゆる電話関係の経費というふうに区分をしているところであります。

成田（祐）委員

通信運搬費の部分で、30回線で約645万円というのは、何か特殊な、非常時も利用できるような回線ということで



いいのでしょうか。

（消防）総務課長

加入電話30回線のうち、一応21回線につきまして、災害時優先ということで登録をしております。そのほか携帯電話につきましては、17回線のうち9回線につきましては災害時優先という取扱いを行っております。

成田（祐）委員

続いて、寝具賃借料についてお伺いしたいと思います。これについては178万7,223円とかがかかっていますが、寝具を全部レンタルされているのか、持ち分があって足りない分をレンタルしているのか、寝具を買い上げできない理由というのがちょっとわからないので、クリーニングなどを含めるとコスト的にレンタルのほうが安いのかということについてお伺いします。

（消防）総務課長

寝具につきましては、以前から賃借料で対応しております。それで、平成18年度に長期継続契約を結びまして、それぞれ単価契約でリース契約をしたところなのですが、その際、買い上げた場合どうなのかということで、比較検討をしたところなのですが、その時点ではリースのほうがコスト的に安かった。

ちなみに現在の状況なのですが、大体100セットをリースしており、大体2人で1組を使っているというような状況でやっております。それで、そのうち100組のシーツ、布団カバー、まくらカバーなどにつきましては、週1回交換しております。それと敷き布団、かけ布団につきましては、春と秋の年2回交換している状況であります。

それで、現在リースをしている同等品につきまして、契約先に確認したところ、それを購入する場合、100組程度で単価が2万2,590円ということで、220万円ほどかかります。さらに、それにクリーニングということで、現在と同様な対応をいたしますと、経費的に176万8,000円ということで、今年の決算額と大体同様の金額になる。購入した場合クリーニングに出せば、やはり割高になるということがありますので、こういう結果になるのかというふうには考えています。

したがって、単価契約で対応しているのですが、衛生面とかそういったものを考慮した場合、リースで対応したほうがコスト的にも安いということで、今後も継続していきたいというふうには考えています。

成田（祐）委員

クリーニング代込みでのレンタル料という解釈でよろしいでしょうか。

（消防）総務課長

レンタル料につきましては、当然クリーニング代も込みという形で契約しております。

成田（祐）委員

先ほど布団が2万2,000円という話があったのですが、一般的にいくと、ニトリで羽毛布団でも2万円を切るぐらいで買える。耐用年数が大体5年から10年と言われているのです。短く見て5年なのですが、その部分で実際レンタル料に対して、買うのと、どれぐらい大きい額で払うかというのがあるのです。布団を365日レンタルしてそちらのほうが安いというのであれば、それでしたら皆さん布団を買わないで、みんなレンタルのほうが安いという議論になってしまうと思うのです。何かおかしい、ふに落ちないところがあったので伺ったのですが、布団1組当たりレンタルするのに1年間大体どのぐらいかかりますか。

（消防）総務課長

寝具につきましては、1日当たりかけ布団と敷き布団で、現在、単価契約の中では14円という形になっています。それと、そのほかに肌かけ布団とかシーツとか、まくらカバー等、それぞれ4円から7円ということで、いろいろばらつきがあるのですが、寝具関係ではかけ布団と敷き布団だと大体月で4万4,100円ということになっており、もろもろで計算しますと、月額大体14万3,860円という数字が出ています。それらから計算していけば、いろいろセットにはなっているのですが、これだけではやはり年額で50万円程度かというふうには考えています。

成田（祐）委員

私はシーツとかまくらカバーに関するクリーニングに関しては、別に何も問題に思っていないのですが、布団を借りて、1日当たり14円で365日借りて年間5,110円、5年間で2万5,550円ですか。布団を実際に買ってしまふのとレンタルとどちらのほうがよいのかという部分で、ニトリを引き合いに出して申しわけないのですが、仮に、1万5,000円で買える布団を5年間で2万5,000円出しているというのであれば、1組に対して5年間で1万円分ぐらい損しているわけです。この部分がどうしても365日全部レンタルのほうがいいのだったら、自分もレンタルにしたいと思ってしまうので、ここの説明がちょっとまいちよくわからなかったのですけれども、こういった見直しというのは大体どのようにされていますか。それとも、ずっとこのまま何年も、何十年も契約をする感じなのか。その契約についてちょっとお伺いします。

（消防）総務課長

先ほども答弁したのですけれども、現状でクリーニングの試算額が、大体年間176万8,000円かかるというふうに言われています。そういったことを考えた場合に、先ほど2万2,000円と、それが1万5,000円になっても、現状ではその分が予算よりちょっとオーバーするののかというコストの計算にはなるのではないかというふうに考えております。それで、今後人員の増減があったときに、リースだと対応が可能となります。それと買取りになって、今度廃棄処分ということになれば、また逆にそういった処理費用がかかるということ考えた場合、現状ではリースで対応したほうがコスト的には安いというふうには考えていますので、今後についてもそのように考えています。

それで、一応3か年の長期継続契約でやっており、平成21年度にまた見直しということで、そのときには、さらに入札等を行って、適正な価格で対応したいというふうには考えています。

成田（祐）委員

レンタルしたほうが安いのだ、しかもクリーニングをしてもらえるとというのは非常に気になったので、その部分についてちょっと疑問に思ったので質問をしました。

委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。